

愛労連第60回定期大会

議案書

2020 年度

■第 1 号議案

- ・ 2019 年度たたかいの成果と教訓、情勢の特徴、2020 年度活動方針（案）
- ・ 付属資料（別冊）
2019 年度の主な活動報告と経過、写真で見る 1 年のとりくみ、活動日誌

愛労連第60回定期大会スローガン（案）

○8時間働けば、人間らしく暮らせる社会を実現しよう

○安倍9条改悪を許さず、暮らしと職場・地域のすみずみに憲法を活かそう

○愛労連運動30年の歩みを確信に、組織拡大で飛躍しよう

目 次

第1号議案

2019年度たたかいの成果と教訓、情勢の特徴、2020年度活動方針(案)

第一章 2019年度たたかいの成果と教訓・課題について

I 1年間のたたかいを、成果を中心にふり返る	1
1. 基本的なかまえにおいて、どうたたかいをすすめたか	1
(1) はじめに	
(2) 特徴的な成果について	
II. 主なとりくみごとの教訓と課題について	3
1. 賃金・労働条件の改善のたたかい	3
2. 安倍「働き方改革」反対、権利・労働条件、雇用と生活を守るための「働くルール」の確立を	4
(1) 安倍「働き方改革」＝労働法制改悪とのたたかい	
(2) 争議支援、労働者の権利を守るたたかい	
3. 労働安全衛生活動・職業病のとりくみ.....	5
4. 憲法改悪に反対し、平和と民主主義を守るたたかい	5
5. 社会保障拡充・消費税増税反対、教育の拡充などの国民の暮らしを守るたたかい	6
(1) 社会保障拡充のたたかい	
(2) 消費税増税反対のたたかい	
(3) 教育の拡充をもとめるたたかい	
6. 組織強化拡大について	8
(1) 組織強化拡大3カ年計画3年目のとりくみ	
(2) 新たな分野に総がかり作戦でとりくむ	
(3) 新規採用者100%加入、職場の非正規労働者と未加入者への働きかけ	
(4) わくわく講座のとりくみ	
7. 地域運動および地域組織について	9
(1) 地域運動および地域組織の強化めざす討議について	
(2) 秋と春の地域総行動、権利手帳の配布について	
(3) 地域における争議支援	
8. 愛知県政をはじめ、住民のいのちとくらしを守るとりくみ.....	9
(1) 愛知県知事選挙のたたかい	
(2) 各地方の首長選挙支援のとりくみ	
9. 補助機関のとりくみ	10
(1) 女性協議会	
(2) 青年協議会	

- (3) 専門部・部会
 - ① パート・臨時労組連絡会
 - ② 民間部会
 - ③ 交通運輸（交運）部会

第二章 情勢の特徴と課題

1、労働者・国民の暮らしをまもる、わたしたちのたたかい	13
(1) 国民の願いに真っ向から逆らう「骨太の方針」	
(2) 低賃金や長時間労働を放置せず、8時間働いて暮らせる賃金を	
(3) 最低生計費調査の結果を活かし、最低賃金を全国一律制に	
(4) さらに労働法制改悪を阻止し、人間らしい生活を	
(5) 非正規労働者の労働条件の改善を	
(6) 早急に求められる外国人労働者の対応	
(7) 地方自治を崩壊させる「自治体戦略2040構想」は不要である	
(8) マイナンバーは中止・廃止しかない	
(9) ILO条約の早期批准とハラスメント禁止法の成立を実現させよう	
(10) 日米同盟をやめて、対等・平等の日米関係をこそ、確立すべき	
2、改憲策動、戦争する国づくりは許さない、平和と民主主義をまもるたたかい	17
(1) 「戦争する国」づくりにストップをかけ、憲法を生かした平和外交を	
(2) 主権者・国民が望んでもいない改憲の息の根を止めよう	
(3) 市民と野党の共闘で、安倍政権を退陣に追い込み、新しい政治の扉を開こう	
(4) 被爆国にふさわしい役割を果たす「非核の政府」の実現を	
3、憲法25条を基本とした社会保障制度や教育の拡充を求めるたたかい	20
(1) 更なる社会保障の後退は許さない	
(2) 子育て世代が、出産・育児に希望を持てる本物の改革を	
(3) 「マクロ経済スライド」を廃止し、安心できる年金制度を実現しよう	
(4) 消費税増税中止は文字通り待ったなしの課題	
(5) 子どもたち一人ひとりが人間として大切にされる教育の実現に向けた施策を	
4、愛知県政、名古屋市政の情勢の特徴	23
(1) 愛知県政をめぐる状況	
(2) 名古屋市政をめぐる状況	

第三章 2020年度活動方針

I. たたかいの基本的なかまえ	26
II. 要求実現のたたかいと共同の追求	26
1. 賃金と雇用、働く権利を守るたたかい	26
(1) 賃金引き上げのたたかい、8時間働いて人間らしいまともな生活を職場・地域から	
(2) 「最低生計費」調査を活かし、最低賃金引き上げ、公契約条例制定にむけたたたかい	

（３）時間外労働の上限規制等、労働法制の改悪反対のたたかいについて	
（４）長時間・過密労働をなくす活動をすすめます—労災のない職場をめざす	
（５）非正規労働者の要求実現に全力をあげる	
（６）公務職場の人員増要求、民営化・民間委託、定年延長などに対するたたかい	
（７）外国人労働者への対応について	
（８）過労死と労働者の“使い捨て”反対、すべての争議解決めざして支援を強化	
（９）中小企業の支援、地域経済の活性化と雇用を守るたたかい	
（１０）第４５期愛知県労働委員会・労働者委員の偏向任命を許さないたたかい	
（１１）第８期愛知県労働審判員の選任について	
２．大企業の社会的責任を追及するたたかい	３１
（１）トヨタシンポ、トヨタ総行動のとりくみ	
（２）大企業の下請けいじめなどを規制するとりくみ	
３．憲法改悪に反対し、平和と民主主義を守るたたかい	３１
（１）９条の明文改憲を絶対許さない、憲法闘争を正面に据えたたたかいを	
（２）平和と民主主義を守るたたかい	
４．社会保障改悪・消費税増税反対、教育の拡充、国民のくらしを守るたたかい	３２
（１）社会保障拡充のたたかい	
（２）消費税増税反対のたたかい	
（３）奨学金、教育の拡充を求めるたたかい	
５．住民のくらしを守り、地方自治拡充をめざすたたかい	３３
（１）住民が主人公の地方自治をめざすとりくみ（８団体共闘）	
（２）春の自治体キャラバンのとりくみ	
６．原水爆禁止世界大会、「原発ゼロ・再稼働反対」のとりくみ	３３
（１）被爆７４年のヒバクシャ新国際署名と原水爆禁止世界大会の成功へ	
（２）平和行進のとりくみ	
（３）原発ゼロ、再稼働反対のとりくみ	
７．諸課題でひろがる共闘のとりくみ	３４
（１）消費者大会実行委員会	
（２）愛知食農健・ＴＰＰ反対のたたかい	
（３）反貧困ネットワークの活動	
（４）国際人権活動愛知連絡会、国民救援会等の活動など	
（５）公共交通を考える会——あいちＪＲ懇談会へのとりくみ	
（６）市民と言論実行委員会	
（７）名古屋城問題について	
Ⅲ．組織強化・拡大の飛躍をめざして	３５
１．組織強化拡大について	３５
（１）組織拡大強化新３カ年計画の策定にむけて	
（２）組合員参加の組織拡大と未組織分野の組織化をめざす総がかり作戦	
２．教育宣伝——日常活動を重視し、役員の育成、組合員教育の推進	３７

(1) 要求を大切にして、職場を基礎にした日常活動を重視したとりくみ	
(2) わくわく講座、勤通大等のとりくみ	
(3) 機関紙・宣伝活動等の教宣活動のとりくみ	
3. 地域組織の活動援助と活性化のために	37
4. 共済活動の強化めざして	38
5. 補助組織・部会の活動	38
(1) 女性協議会	
(2) 青年協議会	
(3) 専門部・部会	
①パート・臨時労組連絡会	
②民間部会	
③交運部会	
6. 文化・スポーツ活動のとりくみ	40
7. 政治革新、住民本位の民主的自治体建設をめざすとりくみ	40
(1) 労働組合と政治活動について	
(2) 各地方の首長選挙等支援のとりくみ	
8. 愛労連結成30周年のとりくみ	41
(1) 愛労連が果たしてきた役割	
(2) この1年のとりくみ	
IV 主な日程ととりくみ	42

第1号議案の付属資料として、別冊で「2019年度の主な活動報告と経過」「写真で見る1年のとりくみ」「活動日誌」を掲載しています。

愛労連第60回定期大会 第1号議案（案）

2019年7月28日
名古屋国際会議場・211・212

2019年度たたかいの成果と教訓、情勢の特徴、2020年度活動方針（案）

第一章 2019年度たたかいの成果と教訓・課題について

I 1年間のたたかいを、成果を中心にふり返る

1. 基本的なかまえにおいて、どうたたかいをすすめたか

（1）はじめに

愛労連は、前回の定期大会において、地道な職場・地域活動からさまざまな困難をともないながらも、豊かな経験と教訓・課題を出し合いました。大会の発言で成果を共有することで、お互いを励まし合い、さらなる前進のためにたたかいあうことを確認してきました。

大会方針では、基本的なかまえとして、第1に、労働者の賃金・労働条件の改善と社会保障制度の拡充を両輪にしたとりくみをすすめること。第2に、安倍政権の暴走を許さず、改憲と戦争する国づくりをやめさせ、憲法がくらしのすみずみに生きる社会をつくこと。第3に、国政革新、住民本位の民主的自治体建設のたたかいをすすめること。第4に、すべての組織が純増に向けて、あらゆるとりくみの中で組織強化拡大を握って離さずにすすめことなどの4点に渡って、活動する意思統一を図ってきました。

愛労連幹事会は、運動の総括と方針をつくりあげる上で、たたかいの相手・課題を明らかにすること。労働者の生活と権利、賃金・労働条件の改善、社会保障の充実、平和と民主主義などに関して、要求がどこまで前進したのか。職場と地域で団結が強まり、新しい仲間を迎え入れるなど、組織がどれだけ拡大してきたのかの成果を持ち寄り、ポジティブな発想で各職場・地域で反省点を教訓・課題としてとらえながら、成果を汲み尽くして次に活かすことを中心に明らかにしてきました。

（2）特徴的な成果について

上記の視点から今年度の特徴的な成果として、第1に、最低賃金（最賃）闘争は、昨年7月下旬の中央最賃審議会において目安が出た直後に、県庁ではじめて記者会見をおこない、最賃の社会的認知度を高めることをおこなってきました。また、最賃1,500円の金額や名称も街頭宣伝でも違和感がなく受け止められ、日常の会話でも出るなど一般化していることから、12月の臨時大会での時給額1,500円の方針が正しかったと証明されました。近年コープあいち労組や福保労では、春闘期の交渉における明確な根拠として最低生計費調査結果を示し、賃上げ

要求を裏付けることにつながっています。地域間格差が大きな問題であると私たちが絶えず訴えてきたことで、地方自治体、弁護士会、自民党最賃一元化推進議員連盟（議連）などで、大きく取り上げられ、全国一律最賃制を求める運動が大きく広がりました。特に、自民党の議員連盟に全労連の役員と最低生計費調査を主導した大学准教授が招待され説明をおこなうことは、全労連30年の歴史でもなかった出来事です。

第2に、労働法制改悪反対の闘争では、賃金闘争と並んで重要な柱の労働条件である、長時間労働を是正する上限規制を有効活用することについて、教職員の働き方やトラック運転手、医療・介護労働者などの長時間労働の実態を告発したりするなど学習や宣伝行動を旺盛に展開してきました。また、権利手帳の配布も地域労連を中心におこない、宣伝すれば立ち止まって聞いて2〜3部職場に持ち帰りたいと反響がありました。5年有期の無期転換についても、ティッシュに知らせる内容を掲載して、約1万5000部ほどを配布してきました。高度プロフェッショナル制度については、私たちの運動で過労死促進・残業代ゼロ法案として、広く訴えてきたことによって、国会審議の中で附帯決議を47本も付けることが出来ました。そのため企業側では使えるものではなく、全国で1名だけに適用されるにとどまっています。

第3に、改憲発議を許さず、自民党改憲案の国会での議論さえも許さなかったことは、3000万人署名を粘り強く、職場と地域からとりくみをすすめ、平和を願う国民世論を形成してきた成果です。また、活動をすすめるにあたって、引き続き、市民と野党の共闘の一端を担い、市民運動の下支えで愛労連が信頼を勝ち得ていることがあげられます。毎月19日の集会・デモ行進や東三河労連・中川地域センターなどでは、憲法闘争にとどまらず消費税増税反対でも毎月宣伝行動を実施しています。また、名北労連では、上飯田アクションとして、憲法に関するデモ行進をおこない、そこには、立憲民主党国会議員からメッセージが寄せられています。このように、地域運動の事務局の一翼を担っている地域組織（地域労連、地域センター、地区労等）が存在しています。

第4に、愛知県知事選挙は、議長が候補者になったことで、私たち労働者の代表がたたかうもとで組織をあげて運動することが出来ました。財政力が全国第2位の水準に比べて、暮らし、平和、労働行政のお粗末な実態をあばきながら、各単産（医労連、福保労、自治労連など）の青年が中心となって、街頭宣伝行動などで大きな力を発揮し、革新県政の会の全体を励ますことが出来ました。また、教育現場のエアコン設置や県立高校のトイレの改修については、選挙戦の前に実現させることが出来ました。

第5に、組織拡大・総がかり作戦は、未組織職場での組織化を目的にとりくみました。昨年度、全労連に重点計画としてエントリーした、福保労の小規模保育事業所（名古屋市内125事業所）をおもな対象にしたとりくみが区切りを迎えました。保育実践に関わる7回の企画を計画し、郵送やFAXだけでなく、支部が近所の事業所に出向いて案内し、つながりを強めていくことを重視して進め支部の役員がこうしたとりくみに参加したことは大きな宝となりました。

今年度は、新たに介護労働者を地域で組織していく医労連の作戦を全労連にエントリーしました。岡崎市で映画「ケアニン」の上映運動をテコに運動を展開し、西三河労連や生協労連、年金者組合などの協力も得ながら上映会を成功させ、今後も運動の輪を広げていく相談がされています。緑区では、医労連の個人加入組合の仲間を地域で結びつけ、さらに輪を広げていくことを通して緑区ケアユニオンを結成。港区・一宮・豊橋でもケアユニオンの結成が具体化され、今後も熱田区・南区・北区・守山区・知多の各地域組織に協力を求めながら具体化を進めることとして

います。総がかりのとりくみを同時多発的に地域で展開できていることは、組織拡大運動の新たな発展であり、愛労連にとっても大きな財産となるものです。

第6に、トヨタ総行動は、従来のやり方から大きく変更して、豊田市内から大企業の名古屋本社が集中する名古屋駅前で、2019年国民春闘の前段のとりくみとして、内部留保を引き出し、大企業の社会的責任を果たせと市民的に大きくアピールすることができました。

II. 主なとりくみごとの教訓と課題について

1、賃金・労働条件の改善のたたかい

- (1) 賃金・労働条件など職場環境の改善に向けて、要求を提出し交渉することが、労働組合活動の出発点です。組合員の一番の関心事である賃金・労働条件の改善について、全組合員参加の要求討議を大切にして職場・地域での賃金闘争をすすめました。
- (2) 最低賃金引き上げについて、生活体験を通じて、現在の最賃では、人間らしい生活が送れないことを肌身に感じ、自らの生活ぶりを振り返ることができています。愛知地方最低賃金審議会(最賃審議会)への異議申立について、過去最高の14本を提出し拡がりを見せています。また、体験談は実態を告発する重要な資料として最賃審議会に提出しています。1年おきの地方最賃審議会労働者代表委員の改選期において、愛労連傘下の労働組合(医労連、建交労、福保労、生協労連、全国一般)から推薦された委員を提出しました。しかし、何の根拠もなく任命されませんでした。今回も審査請求をおこない、改めて任命をやり直すことを求めました。
- (3) 公契約条例の制定に向けてのとりくみは、2016年4月実施の豊橋市を皮切りに、多くの自治体(愛知県、碧南市、尾張旭市、大府市、豊川市、田原市)で条例制定し、着実に各自治体が制定に向けた計画が広がってきています。しかし、豊橋市、豊川市以外は愛知県と同様の労働者の賃金下限設定(不当に低い賃金を規制する)が入っていない理念条例で制定しています。よって、賃金下限設定を盛り込んだ基本条例の制定をめざすとりくみが必要となっています。
- (4) 公務員賃金闘争では、夏季闘争と春闘時期に中部ブロック国公の中部人事院への要請等の支援や、名古屋市においては市長の判断で見送りの姿勢を改めるために、公務と関連する民間単産として人事委員会に要請をおこない、職場実態を訴える機会を設けました。名古屋市では、河村市長になってはじめて、プラス勧告において、大学卒の初任給に限り引き上げる異例な手法、若年層の一部で改善や再任用を含めた全職員の賃金水準を引き上げる結果につながることから、不十分で課題は残るものの年内決着することができました。
- (5) 国民春闘のたたかいにおいて、各単産・地域組織が、原則的なとりくみ(機関会議の開催、要求の討議、ニュースの発行、要求書提出、スト権確立など)を貫き、やるべきことをすべてやりきり、「ベースアップ」を基本に月例賃金の大幅引き上げを実現するたたかいをすすめました。財界から中国経済の減少や米中貿易摩擦などを理由に昨年を下回る回答を寄せてきました。しかし、トヨタ自動車は、国内企業ではじめて売上高を30兆円台に寄せ過去最高を更新しています。愛労連傘下の各単産の賃上げは、昨年とほぼ同様の水準で推移しました。
- (6) 第90回愛知県中央メーデーは、天皇即位に伴う10連休中の開催で、天候も生憎の雨天でしたが、昨年以上の3,000人が参加しました。8時間働けば人間らしく暮らせる賃金の実現をはじめ、9条改憲や消費税10%阻止の世論の高まりの中でたたかうメーデーをアピ

ールしました。政党の来賓は、共産・社民・新社の代表が登壇しました。立民と国民は、衆参の国会議員に要請し、立民の吉田統彦議員の秘書が挨拶に来られたことは今後の市民と野党の共闘をすすめていく上でも重要な意義があります。

2、安倍「働き方改革」反対、権利・労働条件、雇用と生活を守るため「働くルール」の確立を

(1) 安倍「働き方改革」＝労働法制改悪とのたたかい

① 「働き方改革関連法」は、長時間労働の是正や同一労働同一価値賃金を改善するために、働く者の労働条件を守る法律としてではなく、「世界で一番企業が活躍しやすい国」をめざすため労働生産性向上を前提につくられた法律です。昨年6月に強行成立し、残業代ゼロと過労死を促進し、正社員と非正規労働者の間の格差を固定・拡大化し、正社員の非正規労働者や請負委託への置き換えを促進するものでした。基本的には、廃止に向けたとりくみを継続していくことが求められています。しかし、36協定の締結や有給休暇の5日間取得義務などは、有効活用することで、たたかいの道具として活かすこともできます。

引き続き、この間積み上げてきた労働組合との共闘、過労死を考える家族の会、愛知働くもののいのちと健康を守るセンター（愛知健康センター）など市民運動や法案に反対した野党との共闘も発展させて、8時間働けば暮らせる社会の実現をめざし、奮闘することが必要です。

② 労働法制改悪反対のたたかいは、19年4月から順次、本格的に導入される「働き方改革関連法」の活用すべき点を中心に、労働法制改悪反対実行委員会「東海労働弁護団（東海労弁）、自由法曹団、名古屋ふれあいユニオン、愛知健康センター等」に結集して運動を展開してきました。

③ 各種学習会を開催し、「働き方改革関連法」の内容を深く理解することをめざしました。

④ 4月に近づくにつれて、労働法制改悪反対実行委員会の提起に基づき、早朝の街頭宣伝を数多くとりくみ、有効活用して欲しい内容を中心に市民にアピールしてきました。

⑤ 昨年4月から導入された労働契約法18条の「無期雇用へ転換できるルール」について、街頭配布用ティッシュを「無期転換ルール」解説の内容で関心を高めることを重視しました。その後、今年4月からは、内容を「働き方改革関連法」の活かすべき点を強調したチラシに変更して、広報しました。効果もすぐに現れ、配布した日に労働相談に電話がかかることもおこりました。

(2) 争議支援、労働者の権利を守るたたかい

① 愛知争議団と連携して、全ての争議解決に向けて運動を展開しています。中央でおこなわれている争議総行動について、秋(12/6)と春(5/30)に三菱派遣切り、明治乳業などの支援を続けてきました。

② 社保庁不当解雇撤回は、2018年7月5日に名古屋高裁が2名の原告に対して控訴棄却の不当判決を言い渡しました。控訴審では、新たに国家公務員の身分保障についての意見書が出されたにも関わらず、判決ではいっさい触れることなく一審判決を鵜呑みにし、自らは何ら判断することなく控訴を棄却しました。7月18日には最高裁に上告しましたが、同年12月20日、最高裁は不当にも上告を棄却しました。社保庁不当解雇撤回闘争愛知支援共闘会議は、5月29日には臨時総会を開催し、裁判闘争の終結は確認しつつも、社保庁分限免職が民間委託と分限免職をセットにした公務リストラのテストケースのごとく行われ

てきたこと、これまでのたたかいが公務リストラ拡大を押しとどめていることを確認し、今後も政府や厚労省に解決を求めて署名などのとりくみをひろげていく方針を確認しました。

③ 第一交通争議では、第一交通をまともな会社にする会、第一交通労組とともに、毎月の宣伝行動や宣伝カーの運行、裁判・労働委員会の傍聴支援、争議団への財政支援などにとりくんできました。第一交通労組は現在、裁判闘争では、名古屋地裁で未払い賃金請求裁判、委員長と書記長の不当解雇撤回裁判、組合員の不当雇い止め撤回裁判、書記長の労災不支給決定撤回裁判のたたかいをすすめています。不当労働行為救済申立てでは、愛知県労働委員会が2018年10月25日に棄却。組合が申し立てた不当労働行為の各事実を外形的事実としては認めながら、組合側の主張と会社側の主張を並列し、不当労働行為の疎明がないものとして申立を退けました。不当労働行為の申立に対して、会社側が否定して争うのは当たり前で、準司法機関として対立する証拠のどちらかをなぜ信用できないか明らかにしなければなりません。今回の命令は、不当労働行為の救済機関としての役割を放棄したものとして厳しく批判されなければなりません。当該労組は、直ちに中央労働委員会に再審査を申立ててたたかいをすすめています。

④ JAL不当解雇撤回闘争は、JAL不当解雇争議支援愛知の会に結集し、事務局会議を月1回程度開催するとともに、毎月の「1の日」宣伝行動、3の倍数月を基本に宣伝・学習活動を行なってきました。2018年1月に当時の植木社長（現会長）が3労組との経営協議会の席上「私の代で争議の解決を図りたい」と表明、新たに就任した赤坂社長も植木前社長に引き続き3労組との経営協議会の席上で「争議の早期解決に向け努力していきたい」との発言を行い、5月にはJALによるLCC子会社設立が報道されました。3労組への説明でも「LCCの人員募集に際し、解雇者や早期退職者にも門戸を閉ざさない」と、争議の解決の道が開かれたかと思われました。しかし、それ以降企業内での協議でも、LCCへの採用においても、門戸は閉ざされたままでした。昨年5月以降控えてきた宣伝行動は今年2月から再開することになりました。

⑤ 三菱派遣切りとのたたかいは、全労連争議総行動でのとりくみと合わせて、栄総行動でも愛知労働局に早期解決を求めて要請を続けています。しかし、個別企業に対しての回答を渋っています。

⑥ 明治乳業争議は、筆頭株主の「みずほ銀行」に対して、愛知では名古屋支店に8月27日と12月26日に要請行動を実施しました。また、当該争議団が始めた明治乳業製品の不買運動についても、ポスター掲示などの協力をよびかけました。

3、労働安全衛生活動・職業病のとりくみ

- (1) 「愛知働くもののいのちと健康を守るセンター（略称：健康センター）」は、労働者の健康で快適な職場環境を守り、労働災害・過労死などをなくす運動として、とりくまれています。11月20日の過労死防止シンポは、働き方改革関連法が施行されて初めての会合で、関心が高く多くの参加がありました。
- (2) 次代を担う労働安全衛生学校を今年度開催することが出来ませんでした。

4、憲法改悪に反対し、平和と民主主義を守るたたかい

- (1) 昨年来、安倍政権は憲法9条に第3項を追加して自衛隊を書き込む改憲を狙ってい

ます。この間安倍政権は森友・加計問題や公文書改ざん・隠蔽が明らかになっても開き直り続け、改憲発議を捨ててはいません。さらに改元のお祭り騒動の中で、自民党は「新憲法草案」で天皇を頂点とする国家主義の改憲を最終目標としています。改憲策動を阻止するため市民と労働組合が一緒になって草の根からの護憲運動が求められています。

- (2) 愛知でも「安倍内閣の暴走を止めよう共同行動実行委員会（共同行動実行委員会）」と「安倍9条改憲NO！あいち市民アクション（市民アクション）」が昨年から引き続き3000万署名運動を軸に毎月19日集会やデモをとりくんできました。この3000万署名運動は、署名を集める中で幅広く市民(職場の仲間)の方々に改憲の問題点を広げていくことにもなっています。
- (3) 毎月の共同行動実行委員会に各単産代表の参加がなく、職場からの平和と民主主義を守るたたかいについて、報告や運動の意見交換が会に十分に反映させることが出来ませんでした。
- (4) 「憲法と平和を守る愛知の会」は県内唯一の各政党（日本共産党、社民党、新社会党）と民主団体、愛労連などの労働組合が共同行動している会です。毎週土曜日の宣伝行動に、共同行動実行委員会と共催で街宣とチラシ配布、スタンディング行動を行いました。6年以上つづいている活動ですが、毎週決まった場所で決まった時間に幅広い人たちが参加できる宣伝行動として定着しています。まだ、一部の単産と地域組織の参加にとどまっていますが、福保労では、各分会に参加者を割り振り、役員以外の組合員の参加で全体を励ましています。今後、より多くの単産からの参加が求められます。毎月の代表世話人会は、政党の代表や組合役員などが集まり、改憲反対運動の県内情勢討議などを中心に幅広い意見交換の場になっています。
- (5) 憲法改悪反対共同センター（共同センター）は、毎週、加盟組織から3000万署名の集約を行いました。この3000万署名運動は、署名を集める中で幅広く市民(職場の仲間)の方々に改憲の問題点を広げていくことにもなりました。6月18日現在、愛知県で765,362筆になりました。
- (6) 市民アクションは、愛労連や1000人委員会など幅広い個人や団体が安倍改憲反対で集まっている組織です。市民アクションが制作したパンフは大変わかりやすく好評で街頭宣伝や学習会で活用し、全国から注目され全国各地から注文が来ています。
- (7) 弁護士3団体と共同センターが、職場・地域で憲法のミニ学習会を開催していくため、地域や労働組合、市民団体に弁護士を講師とした学習会の開催を呼びかけました。また、毎月改憲をめぐる国会内外の情勢と県内の市民運動状況などを懇談してきました。

5、社会保障拡充・消費税増税反対、教育の拡充などの国民の暮らしを守るたたかい

(1) 社会保障拡充のたたかい

- ① 安倍政権は、「全世代型社会保障への転換」を打ち出し、10月からの消費税10%への増税と引き換えに「幼児教育・保育の無償化」や「高等教育の一部無償化」などの実施を予定しています。しかし、年齢や所得などの制限があり誰もが平等にその恩恵を受けることはできません。その一方では、今後も「75歳以上の窓口2割負担」「要介護1・2の生活補助の保険給付外し」「年金受給開始年齢の引き上げ」など、全面的な社会保障攻撃が狙われています。こうしたもとで、憲法に保障された権利としての社会保障確立をめざしてたたか

いをすすめてきました。

- ② 署名では、「国の責任で社会保障制度の拡充を求める請願署名（25条署名）」については、昨年の秋からとりくみをスタートさせ、4,164筆が集約されました。国会では、市民と野党の共闘に広がりもあり共産党だけでなく立民や国民の議員も紹介議員を引き受けるなど運動がひろがっています。この他にも介護や年金、高齢者医療、国民健康保険、保育などの署名にとりくみましたが、署名の種類が多いこと、制度と改悪内容を周知することの難しさから大きくひろげるには至っていません。
- ③ 安倍首相がいくら賃上げを叫ぼうとも、第2の賃金である社会保障が後退すれば、労働者の暮らしは悪化するばかりです。社会保障拡充のとりくみは、仕事として関係する単産では自らの処遇に関わる課題でもあり重視されますが、他の単産では制度の難しさ、介護や医療など自身が当事者にならないとその厳しさを実感しにくい面があり、組合員にとりくみを広げる難しさがあります。社会保障に対する全面的な攻撃が加えられている今日、全組合員へのよびかけを引き続き重視するとともに、役員自らが学ぶことを大切にして担い手を育成していくことが必要です。

（2）消費税増税反対のたたかい

- ① 毎月の消費税やめさせる会の事務局会議と宣伝行動にとりくみました。例年通りのクリスマス宣伝や3月31日のロングラン宣伝にとりくみ、夏には増税反対・複数税率反対のうちわを作成して、一般市民にも広げようととりくみました。3・13の重税反対統一行動では各団体の活動交流と中税務署での集団確定申告、国税局との懇談をおこないました。国税局との懇談では複数税率やマイナンバーについて話し合いました。また、10月には学習会で消費税の逆進性、インボイス制度について学びました。
- ② 県議会への「消費税10%増税の中止を求める意見書」採択を求める請願を12月議会、3月議会、6月議会に提出しました。特に3月議会へは通常の1.5倍の請願団体数となり、愛労連の各組合が消費税増税反対の意識をしっかりとってとりくみました。
- ③ 全国的に『10月消費税10%ストップ！ネットワーク』が発足して、10月の増税を止めるという一点で運動を広げ、学習会、個人署名と団体署名にとりくみました。愛知でも『ストップ！ネットあいち』が5月10日に発足し、これまでの「消費税やめさせる会」から共同を広げ、毎月10日の署名集約、毎月24日の事務局会議、宣伝行動などとりくみを進めています。署名数は個人署名が7月10日時点で4,629筆、団体署名は49筆となっています（愛労連集約分）。
- ④ 安倍政権内部から10月の増税について慎重な意見も出てきたように、これらのとりくみの成果で判断を揺さぶらせる結果となっています。

（3）教育の拡充をもとめるたたかい

- ① すべての子どもたちに行き届いた教育を求める「教育全国署名」を、愛高教と愛教労を先頭にとりくみを進めました。愛労連では、あっせんの窓口となって運動の下支えをしました。全国集計分は、533万筆を超える署名を集めています。
- ② 教育を等しく受ける権利を求める声は高まっています。愛知県は、「子どもの貧困対策推薦プロジェクト」がありますが、具体的には進んでいません。返済不要の「給付型奨学金」制度の拡充を求める声と運動によって創設されましたが、現行の制度（1校あたり数名しか該当しない）では余りにも貧弱と言わざるを得ません。多くの学生と保護者、国民の切実な

願いにこたえる制度に抜本的に改革することが急務です。

6、組織強化拡大について

(1) 組織強化拡大3カ年計画3年目のとりくみ

- ① 7万人愛労連をめざす第四次組織強化拡大3カ年計画が終了しました。計画では、1989年11月の愛労連結成当時の水準である74,000人を早期に回復することを当面の目標とし、3カ年で6,000人の純増を掲げ、年間で純増2,000人以上をめざしてきました。残念ながらこの目標には及びませんが、3年間で12,936人の新しい仲間を迎え入れてきました。6月末の組織実態調査では6単産が純増しましたが、愛労連全体では47,352人（前年比マイナス489人）となりました。3カ年計画の総括と新たな計画作成は、次年度に行います。
- ② 愛労連は今年度、1年間で5,000人の拡大を目標にかかげ、組合員数の純増で定期大会を迎えることをめざしてきました。春と秋に組織拡大月間を設定してとりくみを強めてきました。昨年7月から4,137人を拡大しましたが、純増で大会を迎えるには至りませんでした。各単産が引き続き大会を増勢で迎えるためのとりくみを続けています。

(2) 新たな分野に総がかり作戦でとりくむ

- ① 全労連の組織拡大強化中期計画の提起を受け、愛労連として総がかり作戦にとりくんできました。とりくみを検討・調整する総がかり調整会議は、これまでに通算で21回（今年度9回）開催しました。
- ② 昨年度、全労連に重点計画としてエントリーした、福保労の小規模保育事業所（名古屋市内125園）をおもな対象にしたとりくみが区切りを迎えました。さまざまなワークショップなど7回の企画へのお誘いでつながりを強めていくことを重視して進めました。支部の役員がこうしたとりくみに参加したことが大きな宝となりました。多数の組合加入や組織結成には至っていませんが、「組合を作りたい」との相談や労働相談も寄せられるようになっています。また、「小規模保育事業所部会を立ち上げたい」という声も上がっており、要求実現に向けたとりくみも始まろうとしています。
- ③ 今年度は、新たに医労連の計画を全労連の重点計画にエントリーしました。当初、映画「ケアニン」の上映運動を通して組織化をめざしましたが、組織化をより正面に掲げてすすめるため介護ケアユニオンの分会を地域で結成していくとりくみへと発展させています。分会結成を通して仲間を増やし、介護をよくするとりくみを地域で展開することを展望しています。すでに、緑区で分会が結成され、今後も港区・熱田区・北区・南区・一宮市・豊橋市などでの結成に向けた調整・準備が地域組織とともにすすめられています。

(3) 新規採用者100%加入、職場の非正規労働者と未加入者への働きかけ

- ① 新規採用者を迎えるとりくみでは、100%加入を目標に掲げ職場で創意工夫と丁寧な準備がすすめられました。多数の採用者を迎え入れる自治労連と医労連は、昨年と比べると採用者数が減っており、3月から5月の拡大数は2,808人で昨年比マイナス168人となりました。しかし、多くの組合で過去の失敗や問題点を乗り越えて100%加入をめざすとりくみが追求されており、飛躍につなげていくことが求められます。
- ② 職場の非正規や未加入者を対象にしたとりくみでは、自治労連が会計年度任用職員制度の施行（2020年4月）を前に、臨時職員を対象に学習会を開催し加入をよびかけました。

建交労保育パート支部でも施行に向けて職場で不安がひろがる中、当局との折衝を続けながら仲間を増やしています。

- ② 医労連では、退勤時調査対話行動にとりくみ、未払い残業のチェックなどして未加入者への働きかけを強めています。全医労でのとりくみでは、県医労連と県国公双方が支援に入っています。

(4) わくわく講座のとりくみ

- ① 18年度わくわく講座は愛知県で42人が受講し、修了率は17%程度。18年度は愛知学習教育委員会でスクーリングをおこなわず、開講式、閉講式、中間激励会のみをおこない、単産任せになっていたことも低い修了率の一因とみられます。しかしながら、修了者からは「テキストも簡潔で分かりやすい。労働組合とは？根本からわかるテキストでした。開講式では他の労組の人とも交流できたし、講座が賃金の事で細部まで把握できてよかった。」などという声が聞かれ、とりくめば身になる内容となっています。
- ② 19年度は受講生募集がすでに始まっており、きずな、福保労、医労連、愛知国公、郵政ユニオンがすでに申し込みをおこなっています。きずなは20人超、福保労、医労連は10人超となっていて、愛知から50人を超える受講申し込みがあります。きずなではわくわく講座を新入組合員が全員受ける学習機会として位置づけて進めています。

7、地域運動および地域組織（地域労連、地域センター、地区労等）について

(1) 地域運動および地域組織の強化めざす討議について

「地域運動および地域労連の強化めざす討議」をよびかけました。知多労連などの旗開き、春の地域総行動では緑地域センターで、よびかけの説明や意見などを求めてきました。しかし、まだ全体の意見を集約するには至りませんでした。

(2) 秋と春の地域総行動、権利手帳の配布について

秋と春の地域総行動は県下で120ヶ所以上の駅頭で早朝宣伝がおこなわれ、夜は集会・デモや学習会などがとりくまれました。総行動は、市民が愛労連の活動の姿を見ることのできる機会であり、直接チラシを手渡して愛労連の要求を理解してもらう大事な機会です。愛労連への労働相談や組合作りのきっかけにもなっています。

ゴールデンウィーク明けには、権利手帳の配布行動を各地域の駅頭でおこない、約15,000部を配布しました。

(3) 地域における争議支援

第一交通争議、明治乳業争議、三菱電機派遣切り争議を地域労連が支えてきました。争議支援は地域での支えが大切です。争議をたたかう仲間を励ますだけでなく、経営にも大きな圧力となります。単産と地域の連携で労働者の要求実現に向けて運動を強めることが必要です。

8、愛知県政をはじめ、住民のいのちとくらしを守るとりくみ

(1) 愛知県知事選挙のたたかい

- ① 定期大会において、革新県政の会の中心を担って住民福祉の向上、いのちとくらしを守るために奮闘することを確認して運動をすすめました。
- ② 12月16日の臨時大会において、付属方針として「2019年2月の愛知県知事選挙に臨む方針（案）」を提起し、樽松議長を知事選候補者に推薦し、奮闘することを誓い合い

ました。

- ③ 県知事選挙を通じた運動の成果として、(ア)候補者が、愛労連議長であったこともあり、労働者連絡会として統一行動を組んでとりくみをすすめることができました。また、国労・名高教などの愛知春闘共闘委員会のメンバーも支援することができました。全労連、東海北陸ブロックをはじめ、県外からの支援も多くありました。(イ)宣伝行動を中心に土曜日の行動を連続してとりくみました。(ウ)地域でのいっせい駅頭ビラ配布も12月は準備期間が少なくとりくめなかった地域労連もありましたが、1月は、地域労連以外からの参加も促し、一体となってとりくめた地域もできました。(エ)青年連絡会も労働者部隊が音頭を取り、革新県政の会全体を、元気づける役割を果たしてくれました(オ)2年前の名古屋市長選挙は、会の候補者でなく側面支援であったので、選挙事務所でのたたかいが4年ぶりでした。新たな青年が企画から参加し、活発に動いてくれました。新たな人材を発掘し財産を得ることができました。(カ)医労連や青年連絡会などがとりくんだ、シール投票行動は、有権者と対話が出来て、選挙の争点でどこに関心があるのかがわかり、若手で会話が弾み元気になっていきました。会話によって必ず法定ビラやチラシを受け取ってくれました。(キ)SNSを活用することが出来て新たなつながりができました。(ク)政策では、優位にすすめ相手を追い詰めることができました。県立高校のトイレの改修など告示前から要求を前進させることができました。(ケ)行政区・市町村ごとに年間を通じて活動している瑞穂、中川、港、東三河地域は元気に活動をおこなっていました。
- ④ 運動の課題では、(ア)投票率が低かったことは、一般有権者と同様に組合員も投票に向いていない可能性があります。(イ)立憲民主党など国会で自民党・公明党と対決しているが、県政では与党として支えていることでねじれ現象としてうつり、県民にはわかりづらい構図として、棄権などの投票行動に現れたのではないかと思います。(ウ)政治課題に対して、職場の要求とかみ合った議論がなされたところは良かったが、労働組合員に浸透しきれずに終わりました。

(2) 各地方の首長選挙支援のとりくみ

- ① 9月30日投開票でおこなわれた沖縄県知事選について、支援決議をあげるだけでなく、全労連の要請に基づき「沖縄県知事選挙でのオール沖縄統一候補・デニー玉城氏の勝利に向けて」9月に事務局員を派遣し、勝利の一躍を担うことができました。
- ② 今年度は、8月26日投開票の香川県知事選、10月28日投開票の福島県知事選、11月18日投開票の愛媛県知事選、11月25日投開票の和歌山県知事選、12月16日投開票の佐賀県知事選、統一地方選挙における4月7日投開票の北海道県知事選挙・神奈川県知事選・静岡市長選及び浜松市長選、7月21日投開票の群馬県知事選挙について、全労連からの要請に基づいて支援要請を幹事会で決定し、支援決議をあげました。

9、補助機関のとりくみ

(1) 女性協議会

- ① 月1回幹事会を開催し、役員同士の交流を大事にしながら、女性の要求を捉え、活動につなげていきました。憲法や平和を守るための学習や宣伝、最低賃金引き上げの運動、1月新春のつどいなど女性協独自のとりくみを成功させました。

- ② 女性労働者がいきいきと働き続けるために職場実態を交流し、7月1日の総会で確定した方針を一泊幹事会（8月31日～9月1日）で具体化して女性労働者の砦としての役割を果たしました。
- ③ 「働き方改革」等、職場に広がる問題解決に向け、愛知労働局雇用環境・均等部と10月に懇談し、県下の女性労働者の状況や行政のとりくみを把握して活動にいかしました。
- ④ 共闘のとりくみでは、以下の集会・行動にとりくみました。特にはたらく女性の愛知県集会は、事務局として力を入れ、開催を成功させました。
 - 第64回日本母親大会 in 高知 8月25日～26日
 - 第64回母親大会 in 豊川 9月9日
 - 第63回はたらく女性の中央集会 in ヒロシマ 10月27日～28日
 - 第49回はたらく女性の愛知県集会 11月18日
 - 国際女性デー愛知県宣伝行動 3月8日
- ⑤ 全労連女性部に引き続き常任委員を派遣し、全国のとりくみに学びながら、愛労連女性協の活動にいかしました。5月11日～12日には、東海北陸ブロック女性交流会を女性協の無い福井で開催し、成功させました。実行委員の働きかけによって、この集会を通して、福井での女性部設立に向けての大きな一歩を踏み出しました。

（2）青年協議会

- ① 組織化を目標に活動し、11月の総会では新たな単産からの役員を迎えることが出来ました。
- ② 交流企画にとりくみ成功させました。11月の総会、1月の「若者の要求を県政に届ける会」、3月の花見、5月の地引き網で100人を超える参加がありました。
- ③ 「最賃」を昨年から引き続いてとりくみました。交流企画に最賃を組み込み、より多くの青年に最賃闘争に関わってもらえるようにしました。「東海北陸ブロックサマーセミナー」3日目全体会でも『最賃』について青年らしく如何に広げていくかと言うことを参加者で考えました。
- ④ 2月の愛知県知事選挙では『青年連絡会』に参加し、街頭宣伝に数多くとりくみました。青年協単独でも『若者の要求を県政に届ける会』を開催し、集まった青年の要求を動画に収め、SNSにアップし、その後の革新県政の会のSNS作戦の先陣を切りました。
- ⑤ 福井でおこなわれた「東海北陸ブロックサマーセミナー」のとりくみで、愛知実行委員会の中心を青年協が担いました。各県参加者の交流が進むような企画を考え、サマセミを成功させました。3日目全体会では青年協の活動を紹介するとともに、「最賃」についてブロックの青年に広げました。サマーセミナーには50人を超える参加者があり、3日間の交流・学習を楽しみました。開催県となった福井県では、開催に向けて県内の青年が集まり、実行委員会でとりくみをすすめました。サマセミをきっかけに出来たつながりがサマセミ終了後も続けることができています。
- ⑥ 全労連青年部に役員を送り出し全労連青年部と同期してとりくみを進めました。初めておこなわれた2月の春闘交流集会では愛労連青年協が過去におこなった「私と最賃のキョリ」を全労連青年部の企画に逆輸入させるなど、これまでのとりくみから相互に影響を与えあっています。

（3）専門部・部会

① パート・臨時労組連絡会

自治体に働く非正規労働者の多くが対象となる「会計年度任用職員」問題について、幹事会で学習や交流をすすめてきました。

11月におこなった「元気の出る集会」には23人が参加しました。塚田聡子弁護士を講師に迎え、非正規労働者の働く権利について学びました。無期雇用転換制度や派遣法に関する雇用安定措置、同一労働同一賃金（均等待遇確保措置）、有給休暇の取得義務化などについて学び、少しずつではあるが非正規労働者の権利が拡大していること、それが非正規労働者の運動や裁判によって築き上げられてきたことを確認し合いました。

② 民間部会

毎月をめどに幹事会を開催しながら、民間労働組合の要求前進と組織の拡大・強化をめざして運動を進めてきました。具体的なとりくみは、秋と春にとりくんだ未組織宣伝行動と中立労組訪問です。12月には中小企業家同友会との懇談を行いました。春の宣伝行動では、徳重・名芸大前駅において配布中に労働相談が始まり組織拡大の成果につながりました。

③ 交通運輸（交運）部会

- 1) 交通運輸の現場では、人手不足が深刻化してきており、長時間労働是正と賃金上げが魅力ある産業にするための大きな課題となっています。安倍政権は、働き方改革に関する法改正を行ってきましたが、運転職種は5年間の猶予措置がついて、長時間労働の是正への道は先延ばしにされました。しかし、運輸業界においても他産業と同じように8時間労働で生活できる賃金の確保が課題となっています。また、安倍政権が9条改憲を狙うなか、戦争に巻き込まれる可能性が高い交通運輸労働者から改憲反対の声を大きく上げていくことが重要となっています。
- 2) 毎月定例的に幹事会を開催しています。行政交渉について、中部運輸局、愛知運輸支局、愛知労働局、中部地方整備局、愛知県、名古屋市に対し、交通政策要求を掲げ、毎年7月中旬～9月中旬にかけて交渉を実施しました。
- 3) 2月22日に第30回となる交運共闘総会が東京で開催され、愛労連交運部会として参加し、愛労連交運部会の活動報告とともに、第一交通の中労委闘争支援の訴えを行ない、各地から多くの支援の声が寄せられました。
- 4) 2月24日の19年春闘勝利・愛知自動車デモでは、「19春闘勝利！8時間労働で平和な暮らし支える運輸労働者の賃金・労働条件の確立を！」のスローガンを掲げ、車両約50台、参加者約100名で港区「稲永埠頭」から三の丸まで自動車デモを行い、市民的にアピールしてきました。6月には、「交通運輸労働者の働き方改革学習会」をおこなってきました。
- 5) フィンランド航空（フィンエア）の不当配転争議の支援について、フィンエアで働く客室乗務員（CA）が、中部空港支店を閉鎖するのに伴い、羽田勤務を強いるという広域配転問題で裁判闘争が始まり、愛労連交運部会として、裁判傍聴を中心に支援行動を行ってきました。（裁判日程：2月20日、4月17日、7月3日）

第二章 情勢の特徴と課題

1、労働者・国民の暮らしをまもる、わたしたちのたたかい

(1) 国民の願いに真っ向から逆らう「骨太の方針」

安倍政権が「経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)2019」を閣議決定しました。10月から消費税率を10%へ引き上げることを明記するとともに、暮らしを支える社会保障費を圧縮する方針も堅持しています。医療や介護の負担増を強いる直接的な表現を避けたものの、選挙後に「重点的にとりくむ」課題として位置付けています。

また、「新経済・財政再生計画」の改革工程表を「着実に推進する」と強調していることは危険です。同工程表は、昨年末に安倍政権が決定したもので、工程表の「給付と負担の見直し」の項目には、後期高齢者医療制度の窓口負担や、介護保険の軽度者の生活援助サービスのあり方の検討をはじめ負担増につながる制度改悪のメニューがずらり並んでいます。一方で、「骨太の方針」や、それと一体で閣議決定された「成長戦略実行計画」は大企業のもうけ優先の政策が盛りだくさんです。「骨太の方針」は国民の願いに真っ向から逆らうもので、消費税増税と社会保障改悪の政治にストップをかけ、国民が暮らしに希望を持てる政治に切り替える時です。参院選での有権者の審判がいよいよ重要です。

(2) 低賃金や長時間労働を放置せず、8時間働いて暮らせる賃金を

賃金の低迷、長時間労働の実態は変化していません。国税庁の民間給与実態調査によると2007年の年間給与所得は437万2千円で、平均勤続年数は11.6年です。2017年は432万2千円で平均勤続年数は12.1年となっています。勤続年数が伸びているにも関わらず、年間給与所得は伸びていない状況です。厚生労働省の「労働経済の分析」によると40歳代が減少傾向にあるとしています。

年間労働時間は、「労働経済の分析」において減少しているものの月間の所定外労働時間は2008年の13.5時間から14.6時間に増加しています。特に前年から週60時間以上就労している割合は「教育・学習支援業」だけが増加しています。年次有給取得率で見ると「宿泊業、飲食サービス業」や「運輸・郵便」「建設」「教育」「卸・小売り」などで50%を切っています。賃金が上がらず、長時間労働が是正されていないことは、労働者の心身共に健康で働くことを大きく阻害しています。また、消費性向では44歳以下が平均を下回り、34歳以下では平均を1割以上下回っています。現在も将来も危機感や不安を持ちながら働かされている労働者が多く存在している。さらに、女性の年間給与所得は287万円であり、男性の531万5千円の54%です。女性は非正規雇用労働者の方が多く、正規雇用労働者は男性の半数になっています。

これに対して政府の方針は、労働者の実態に寄り添っていません。「骨太方針2019」で示される「潜在成長率の引上げ」では女性や高齢者に「仕事のための自己啓発」を求め、競争市場で「活躍」するよう迫っています。「成長と分配の好循環」では最低賃金の引き上げにふれるものの、「生産性向上」を強く求めています。さらに Society 5.0 を理由に「長いキャリアよりも適材適所、必要があれば外と内を自由に人間が行き交うことが必要」と

し、ウーバーによる「必要有償旅客運送やタクシーの相乗り」の促進を掲げています。政府は言葉とは裏腹に、人間としての働き方ではなく「企業に奉仕する働き方」「企業の収益のための働き方」を求めています。今、求められているのは企業のための「人づくり革命」ではなく、多様性を認め、人間性を回復する働き方ができる経済社会であり、8時間働いてくらせる社会の実現を求めていくことが必要です。

(3) 最低生計費調査の結果を活かし、最低賃金を全国一律制に

全労連は6月24日、厚生労働省内で会見し、人間らしく生活するには全国どこでも時給1,500円以上が必要だという最低生計費調査の結果を報告し、最低賃金を全国一律制へ改め、ただちに1,000円以上にして1,500円をめざすことを求めました。今年発表した3府県の調査で、25歳独身男性が生活するには月150時間労働で時給換算したところ、山口市1,612円、京都市1,639円、鹿児島市1,584円が必要だという試算結果になっています。野村事務局長は、「最賃が上がれば、若者が地元で働く動機になり、地域経済への効果も大きい」と指摘。中小企業支援策として、フランスの社会保険料減免などを例に賃上げへの直接支援、大企業との公正取引、公契約条例や有効需要創出を行うべきだと強調しました。黒澤事務局次長も、最賃改定の審議への反映とともに、全国一律化の法改正をめざし、「参院選で大きな争点にしたい」と述べました。最低生計費調査を監修した中澤静岡県立短大准教授は、「地方は住居費が安い代わりに、移動に必須の自動車維持費がかかるなど、どこでも月額で22万～24万円程度が必要になる。最賃の地域格差には根拠がない」と強調。「生計費にもとづいて審議してほしい」と述べました。「日本経済を再生する決定打」として、全国一律制度を創設することが必要であり、かぎは中小企業支援になります。安倍政権の賃上げ支援策は、中小企業に回っていません。中小企業を支援するなら社会保険料の減免こそ有効です。

(4) さらなる労働法制改悪を阻止し、人間らしい生活を

安倍政権は引き続き、巧みなイメージ戦略をとりつつ、雇用・労働条件にかかわる労働立法・労働政策の全面的な改悪を進めようとしています。解雇法制については、2002年以来、何度も断念させてきた「解雇無効時の金銭救済制度」を制度する動きが強まっています。政府は、「現在の解雇事件でも金銭和解で決着するケースが多く、労働者に新たな選択肢を提供する」と制度の趣旨を説明します。しかし、「労働契約解消金」に上限を設けて予測できる水準とすることで、新たな「金銭救済制度」は、経営者が気楽に労働者を解雇できるようにする「リストラ促進法」となりうります。必ず阻止すべき法案課題となります。

労働時間課題では、昨年の国会で撤回された「企画業務型裁量労働制の対象業務の拡大」、事業場を異にする場合の労働時間通算・割増賃金制度の見直し、テレワークにおける深夜割増賃金の見直しなどが狙われています。労働時間通算制度の見直しは「副業・兼業」の普及を妨げている要因の撤去が理由とされていますが、「副業・兼業」促進政策はテレワークの普及とあわせ、労働者保護法制の適用除外となる「雇用されない働き方」を広げるテコとして作用することが狙われています。加えて、労働力調達の政策としては、外国人労働者の受け入れ拡大、年金受給年齢の繰り上げによる高齢者の労働力化のほか、日雇い派

遣の要件緩和も狙われています。労働契約法18条の無期転換が昨年4月から始まっています。しかし、日立など大企業においても無期転換権が生じる前の雇止めが発生しています。労働法制の市民講座をすすめ労働組合への結集と共同の拡大を図ることが求められています。

(5) 非正規労働者の労働条件の改善を

① 非正規労働者は2016年に2000万人を超え、人手不足の反映で2017年度は正規労働者もやや増加しているもののここ3年ほどは4割弱で推移しています。しかし、内訳を見れば2010年との比較では正社員の増加が87万人であるのに対してパート・アルバイトの増加は238万人、契約社員・嘱託等は87万人、派遣労働者は41万人増えており、非正規化が進行していることがうかがえます。また、正規と非正規の賃金格差も縮まっていません。

② 2020年4月から自治体で「会計年度任用職員制度」が新たに導入されることを控え、かなりの自治体で条例を含む制度化が遅れています。非常勤職員の労働条件の改善を目指して非常勤職員とともにとりくむことが求められています。依然として、公務員の増員に対する批判する政治勢力はありますが、公務職場の過酷な労働実態や臨時・非常勤職員を使い捨てにしている実態が社会に広まっており、公務員の働き方に対する視線の変化があり「生活向上には公務・公共性の確保が必要」との世論づくりの運動を強化することが求められています。

(6) 早急に求められる外国人労働者の対応

愛知県には外国人労働者が全国で二番目に多くなっています。以前から組合加入をすすめてきた日系人に加えて技能実習生も全国一多くなっています。実習生からの相談は1年間に約40件あり、その多くを労基署、技能実習機構に申告して解決してきました。さらに今年は東京福祉大専門学校の名古屋校で定員の5倍もの留学生を受け入れていたことが発覚しました。留学生とは名ばかりで実際にはコンビニや派遣労働者として県内各地で働いています。県内には失踪者を不法就労させるブローカーも多数あります。

また愛知県は家族を連れてくることのできる外国人労働者も多く、日本語教育を必要とする児童・生徒の数は東京都の3倍もいます。学校・保育園でも対応が急務となっていますが、ほとんどが自治体・ボランティアまかせになっています。

受け入れ前の事前協議を使用者に申し入れることや待遇、仕事の世話役体制、生活支援体制など、法律が使用者に課した義務も含めた確認をおこなうとともに外国人労働者の組織化を図ることが求められています。

(7) 地方自治を崩壊させる「自治体戦略2040構想」は不要である

総務省は、昨年7月「自治体戦略2040構想研究会」の第2次報告を公表しました。将来の高齢者人口の増加や労働力の減少を口実に、「従来の半分の職員でも自治体が本来担うべき機能を発揮」し、AIやIoTなどを活用した「スマート自治体」へ転換させ、「行政のフルセット主義からの脱却」をめざすとしています。公務の役割を限りなく狭め、医療・介護・保育などはNPOや企業によって実施させることとなります。「住民の人権保障」といった地方自治の本旨からか

け離れた内容と言わざるを得ません。住民への行政サービスが一層行き届かなくなるとともに、民営化・独立行政法人化などをさらにすすめて自治体業務の「産業化」とも言うべき方向を打ち出しました。国による”統治構造”の再編であり、道州制に道を開くものです。今、改めて地方自治とは何か、住民の暮らしを守るにはどうしたらいいのか、自治体行政に関わるすべての人が考え、研究会報告がもたらすものを明らかにしていく必要があります。

(8) マイナンバーは中止・廃止しかない

2015年10月から「マイナンバー（社会保障・税番号）」制度が実施されました。同制度は、住民登録をしている国民全員に、生涯変わらない12桁の番号を割り振り、社会保障や税の情報を国が一括管理するものです。政府はマイナンバーの利用範囲を当面、社会保障や税金、災害対策の三分野としていますが、預金口座にも利用を広げることを狙っています。預貯金など資産を把握し、医療・介護の負担を引き上げたり、徴税を強化したりする真の狙いが隠されています。以前、日本年金機構から公的年金の個人情報流出し、個人情報を守られない危険性が露呈しました。成りすまし犯罪や人権侵害の危険性、事業者や小規模自治体への過大な負担なども懸念されており、利用拡大構想が広がれば広がるほど、セキュリティやプライバシーの侵害の拡大が懸念される事態が起き、このまま進めれば大混乱を招き、将来に重大な禍根を残すだけです。また、マイナンバーが戦争する国づくりに向けて、「国が国民を直接管理・統制するため」の制度であり、それを「利便性」でごまかしていることも明らかです。国が国民の個人情報を一元管理して、静かに権利侵害が拡大している実態を広く知らせることが必要です。

(9) ILO条約の早期批准とハラスメント禁止法の成立を実現させよう

6月21日、ILO（国際労働機関）総会で「仕事の世界における暴力とハラスメントに関する条約」が採択されました。条約は、「心身に対する危害、性的、経済的な危害を与えることを目的としたふるまいや行為、あるいはそのような危害を引き起こしかねないふるまい、行為」を「人権侵害または虐待」として禁止し、すべての人が、暴力やハラスメントにさいなまれることなく仕事に従事できる権利を国際労働基準として確立したものです。加盟国は、仕事の世界における暴力とハラスメントを、一切許容しない環境を促進する責任があるとしています。世界各地でジェンダーに基づく差別、ハラスメントの根絶が叫ばれる一方、雇用の劣化が進み、非正規雇用や雇用には依らない働き方が広がる中で、雇用されている労働者に限らず「仕事の世界における」ハラスメントを禁止する国際条約が採択されたことは、労働運動の新たな指針が示される歴史的な成果と言えます。今後、加盟国は、それぞれ条約を批准するかを検討し、批准した国は、条約に沿った国内法を整備していくことが求められます。世界では、ヨーロッパを中心に、暴力やハラスメントを国内法で禁じ、罰則を設ける国が少なくありません。

ILO総会に先立ち、日本では5月29日に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（ハラスメント関連法）」が成立しています。まさにタイムリーな動きだったのですが、同法は、パワハラ（労働施策総合推進法）、セクハラ、マタハラ（男女雇用機会均等法）、パタハラ（育児介護休業法）を、別の法律でバラバラに定義づけ、いずれの法律にも禁止規定をおかず、事業主に対する防止措置義務のみをおいたものとなっています。よって、ILO条約の水準には、ほど遠い内容です。セクハラ根絶に

まったく効果がなかった現在のセクハラ指針の抜本的な改正を含め、職場で活用できる指針をつくる責務があります。労働組合としても、使える指針となるよう意見を出し、まとまった指針も活用して、職場労使でハラスメント根絶にむけたルール策定と運用を行っていく必要があります。職場の実践を通じて、ハラスメント根絶は当然という世論を盛り上げ、ILO条約の早期批准とハラスメント禁止法の成立を実現させることがもとめられています。

(10) 日米同盟をやめて、対等・平等の日米関係をこそ、確立すべき

6月28日から29日にかけて大阪市で20カ国・地域(G20)首脳会議が開催され、世界経済の現状や貿易のあり方をめぐって各国首脳が議論しました。安倍首相は「日本は自由貿易の旗手として多角的貿易体制の改善や経済連携協定交渉を力強く推進する」と強調。主要資本主義国内の危機が深まり、米国が対中追加関税などの強硬手段に出て貿易摩擦が泥沼化しているのに対して、「貿易制限措置の応酬はどの国の利益にもならない」と述べました。今問題の人権や環境よりも多国籍企業の自由と権利を上置き、貧困、格差、環境破壊を世界に広げている「自由貿易」を一層推進する姿勢を示しました。

会議に先だって開催された日米首脳会談では、閣僚級協議が続いている日米貿易交渉を加速させることなどで一致しました。トランプ氏は最近、貿易と安全保障をからめ、「米国の負担が大きく不公平」と“同盟国批判”を繰り返しています。日本にも、日米安保条約をめぐり、「米国が攻撃されても日本は必ずしも助けてくれない」と、揺さぶりをかけています。軍事分担の強化や、輸入拡大による「貿易不均衡」の「是正」を日本にのませる狙いです。

来年のアメリカ大統領選が近づき、“具体的な成果”を急ぐトランプ政権は、米国からの農産物の輸出拡大に道を開く合意を早く取り付け、選挙戦を有利に運ぼうとしています。トランプ大統領と安倍首相の間では、参院選をやり過ごした後に、合意を発表する“密約”の存在も取りざたされます。国民に隠したままで交渉加速の確認を重ねる日米関係は危険です。

首脳会談後、両国政府は「揺るぎない日米同盟を今後とも一層強化することで一致」(外務省)、「日米同盟にもとづく世界規模での協力を深化させ拡大していく意向を確認」(ホワイトハウス声明)と、口をそろえました。その実態は、日本の「対米従属」強化そのものです。アメリカべったりの日米同盟をやめて、対等・平等の日米関係をこそ、確立すべきです。

2、改憲策動、戦争する国づくりは許さない、平和と民主主義をまもるたたかい

(1) 「戦争する国」づくりにストップをかけ、憲法を生かした平和外交を

安倍政権が安保法制＝戦争法の整備に向けた「閣議決定」を強行してから7月1日で5年が経ちました。この決定は、集団的自衛権の行使を容認するなど、「憲法9条の下では海外での武力行使は許されない」としてきた歴代政府の憲法解釈を180度転換し、日本を「海外で戦争する国」に造り変えようとする歴史的暴挙でした。安倍政権はこれに続き安保法制の成立・施行を強行し、米国が海外で起こす戦争に自衛隊が参戦する危険が高まっ

ています。

安倍政権は2014年7月1日の閣議決定で、◇米国など他国に対する武力攻撃を実力で阻止する集団的自衛権の行使。◇地理的制約なく米軍の艦船や航空機などを防護するための武器使用。◇「戦闘地域」での米軍などへの兵站（へいたん）の拡大。◇内戦などが事実上続く地域での「駆け付け警護」や治安活動—を認め、憲法9条を踏みにじる海外での武力行使に道を開きました。トランプ米大統領は5月28日、海上自衛隊横須賀基地で安倍首相とともにヘリコプター搭載護衛艦「かが」に乗艦し、訓示を行いました。「かが」は、米国製の最新鋭ステルス戦闘機F35Bを搭載する空母への改修が計画されています。トランプ氏は「われわれ（日米両国）の軍隊は世界中で一緒に訓練し、活動している」と指摘するとともに、「かが」の空母化について「この地域ばかりか、それをはるかに超えて、複雑な脅威から守れるようになる」と述べました。6月1日、米国防総省が公表した「インド太平洋戦略報告」も、日米の作戦協力、艦船などの相互防護、有事の共同計画の進展を強調しています。地球規模でのさまざまな紛争や脅威に日米一体で軍事介入する狙いを示すものです。

さらに、一機116億円もするF35戦闘機をアメリカから147機も「爆買い」したり、イージスアショアに6,000億円の税金を投入したりすることは許されません。安全保障関連法（戦争法）施行から4年、「戦争する国づくり」が、社会にも職場にも様々な影を落としはじめています。「アメリカ兵器の爆買い」から「くらし・福祉優先」へ税金の使い方を変えるため、「軍事費を削って、くらし・福祉・教育に回せ」と言い続けてきたスローガンを、いま、いっそう高く掲げるときです。

（2）主権者・国民が望んでもいない改憲の息の根を止めよう

安倍自民党総裁が、7月の参院選では「きちんと改憲を訴えていこう」と指示したことを受け、自民党が改憲の公約づくりを進めています。安倍首相が固執する9条への自衛隊明記などを軸に議論されているとみられますが、もともと主権者・国民が望んでもいないのに、安倍氏の執念だけで強行しようとしている改憲に、全く道理はありません。安倍首相は今年の憲法記念日に、改憲派の集會に寄せたビデオメッセージでも、「2020年を新しい憲法が施行される年にしたい」という気持ちに「今も変わりはない」と断言して、改憲への野望をますますあらわにしています。5月下旬に発売された右派系月刊誌『W i L L』7月号に掲載された対談でも安倍首相は「令和の時代にふさわしい憲法づくりへ、機運を盛り上げていきたい」と述べています。改憲とは何の関わりもない天皇の代替わりや改元にかこつけて、改憲を一举に推し進めようというのは、とんでもない天皇の制度の政治利用です。安倍首相や自民党が固執する、憲法9条に自衛隊を書き込む改憲が強行されれば、現行9条2項の戦力不保持・交戦権否認の規定が空文化・死文化し、自衛隊が大手を振って、海外での戦争に参加することが可能になります。そもそも憲法の尊重・擁護義務のある首相が、安保法制＝戦争法の強行などの憲法破壊を繰り返したあげく、改憲の旗振りをする事自体、許しがたい暴挙です。自民党が改憲を公約に掲げて「正面突破」しようというなら、国民の審判でその執念を打ち砕くことが必要です。

（3）市民と野党の共闘で、安倍政権を退陣に追い込み、新しい政治の扉を開こう

立憲民主党、国民民主党、日本共産党、社民党、衆院会派「社会保障を立て直す国民会議」の5野党・会派の党首が、参院選で全国32の1人区の全ての選挙区で野党統一候補の擁立を確認し、安保法制＝戦争法の廃止など13項目の「共通政策」に合意したことに、歓迎と期待の声が広がっています。「一本化」と「共通政策」の二つの合意は、参院選をたたかうための重要なスタート台となる画期的なものです。この到達の上に、市民と野党の「本気の共闘」を実現して参院選を勝利することによって、安倍政権を退陣に追い込み、新しい政治の扉が開かれようとしています。

「共通政策」は、市民連合（安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合）からの政策要望を受け、党首が署名しました。13項目の「共通政策」は、「だれもが自分らしく暮らせる明日へ」との表題通り安倍政権に代わる政治を実現するための豊かな内容です。とくに重要なのは、国政の根本問題で共通の旗が明確にされたことです。野党共闘の原点である安保法制廃止をはじめ、共謀罪法など安倍政権が成立させた立憲主義に反する諸法律の廃止がしっかり据えられました。安倍政権の進める憲法9条「改定」反対や、改憲発議そのものをさせないことを掲げました。沖縄県名護市辺野古の米軍新基地建設の中止、普天間基地の早期返還、日米地位協定改定も位置付けられました。原発の課題では、地元合意などがないままの原発再稼働を認めないことを含め、「原発ゼロ」を明記しました。消費税については、10月からの税率引き上げの中止、所得、資産、法人の各分野における「総合的な税制の公平化を図る」ことを打ち出しました。憲法、沖縄、原発、消費税という国政の根幹部分で、野党が足並みをそろえた「共通政策」ができたことは、極めて大きな意義があります。市民連合から提起された原案について5野党・会派が真剣に政策協議を行い、練り上げた作成過程も、3年前の参院選の時とは異なる、新たな発展です。日本の命運がかかった参院選は文字通り目前に迫っています。画期的な合意に基づき、職場と地域で大いに話題にしながら、日本を変える方向を示した「共通の旗印」を鮮明に掲げ、国民に希望と展望をおおいに示し、語りあうことが必要です。自民党に打ち勝つ「本気の共闘」を必ず実現し、参院選を勝利することが求められています。

（4）被爆国にふさわしい役割を果たす「非核の政府」の実現を

核兵器禁止・廃絶を求める世界の流れは近年その勢いを増しています。2017年7月に採択された禁止条約の署名国は、70カ国に達し、すでに23カ国が批准して、条約発効は時間の問題とみられています。昨年暮れの国連総会には、各国に同条約の署名・批准を促す決議「核兵器禁止条約」が提案され、加盟国の3分の2が賛成票を投じました。このほどニューヨークで開かれた核不拡散条約（NPT）再検討会議のための第3回準備委員会でも、核保有国に核軍縮撤廃約束の履行を迫る力強い議論が展開されました。核大国アメリカの最大州のカリフォルニア州議会、首都ワシントン市議会やアメリカの軍事同盟国内で、自国政府に禁止条約締結や核廃絶を求める動きが広がっていることも、世界を勇気づけています。こうした流れは、国際条約によって核兵器禁止・廃絶を達成するとの立場が今日、世界に大勢であることを鮮やかにしています。核兵器禁止条約により核保有国は政治的・道義的制約を受けることになります。それだけに核保有国は危機感を募らせ、同条約をなきものにしようと躍起になっています。「核兵器は抑止力として必要」だとして禁止条約を拒絶しますが、しかし、核兵器は「抑止力」どころか、その軍事的優位を背景

に、武力行使のハードルを引き下げてきたのが歴史の事実です。核保有国と核依存国は、世界の安全保障に真摯に向き合おうとするなら、これまでの核兵器固執政策を見直して、核兵器禁止・廃絶に道に舵を切るべきです。

唯一の被爆国の日本政府の核兵器をめぐる姿勢は驚くばかりです。朝鮮半島の平和プロセスの進展とあいまって、国際社会が日本政府の非核・平和政策の成り行きを注視しているというのに、核保有国とともに核兵器禁止条約に反対し、国連総会で、核兵器廃絶の姿勢の後退を指摘される「日本決議」を提案したことなどは、被爆国として恥ずべき態度です。安倍政権はこれまで「北朝鮮の脅威」を口実に、「北東アジアの安全保障環境の悪化」を喧伝し、戦争法制定、9条改憲の企み、沖縄辺野古新基地建設など、「戦争する国づくり」を推進し、「アメリカの核抑止力は必要」と言い続けていました。しかし、朝鮮半島の平和プロセスが進めば、それらの根拠がすべて崩壊することになります。核兵器禁止・廃絶を求める国民の声と核兵器固執政府の素顔を露わにした安倍政権とのかい離がここまで拡大したからには、憲法9条を活かし、被爆国にふさわしい役割を果たす「非核の政府」の実現を求める声を全国津々浦々に大きく巻き起こすことが必要です。

3、憲法25条を基本とした社会保障制度や教育の拡充を求めるたたかい

(1) 更なる社会保障の後退は許さない

① 政府は「受益と負担が乖離」として、世代間の負担＝次世代への負債の継承、高齢者福祉によって受益とならない者の負担増などを強調し社会保障の負担増と制度改悪の口実としています。しかし、「受益と負担の乖離」をこのように規定し、強調することは、政府の根本的な役割である所得の再配分機能を否定し、社会保障における応能負担と必要原則に反します。来年度は医療報酬改定や介護制度の見直しを予定しており、社会保障の後退を許さないたたかいが求められています。また、「全世代型社会保障」は「全世代」に対して働け、保険料を払え、給付削減を我慢しろといわんばかりの医療・介護・年金制度の改悪メニューが示されています。年金額改定ルールの見直し、被用者保険のさらなる適用拡大、年金保険料拠出期間の延長と受給開始時期の選択化、介護保険料・利用料の見直し、要介護1.2のサービス給付の保険外し、地域の病院の病床数削減を目的とした地域医療計画の推進、後期高齢者保険料負担増などなど、全世代に耐えがたい負担を押し付ける社会保障の切り捨て施策が検討、予定されています。

② 通常国会で成立した「幼児教育無償化」は、所得に応じた保育サービス原則を本質的に変更するものであり、保育の民営化を促進しかねない内容を含んでいます。待機児童解消、介護サービスの確保にとって最重要課題である保育士、介護士の確保対策は消費税増税を前提とし、すべての保育・介護労働者の労働条件改善とはほど遠い内容にとどまっています。

③ 2019年10月からは介護職での新しい「特定処遇改善加算」の開始が予定されています。「勤続10年以上で月平均8万円相当の処遇改善」としていますが、介護職場に分断を持ち込む危険性があり、事業所のサービス種別に応じて一定の比率で介護報酬に上乘せされるなど分かりにくいことなどの問題点があります。労働者の分

断を許さず「特定処遇改善加算」開始をチャンスとしていくことが求められています。さらに全労連がおこなった介護アンケートでは組合未加入の介護労働者もアンケートに答えており、今後の対話から組織拡大へつなげることが求められています。

④ 学童保育では「1 教室当たり 2 名以上」が義務づけとなっている職員配置基準を全国一律ではなく市区町村毎に条例で設定できるようにするなどの基準緩和法が成立しました。各自治体での条例を改悪させない運動を進めていくことが求められています。

⑤ 安倍政権は、一方で軍事費を突出させ、大企業・富裕層の優遇施策を進め、消費税や保険料率負担は応能負担原則を崩し「富めるものがますます富む」施策を推し進めています。社会保障は世代間扶養ではありません。国が責任を持ち予算配分を行い所得の再配分機能を十全に発揮する施策こそ推し進めるべきです。私たちは、憲法 25 条に基づき、国の責任で社会保障を拡充することを求める運動を展開してきました。引き続き、社会保障予算を拡充し、社会保障切り捨て施策に反対する運動を展開します。また、社会保障を支える労働者の労働条件の改善を求めて運動を強めていくことが求められています。

（２）子育て世代が、出産・育児に希望を持てる本物の改革を

日本の少子化に歯止めがかかりません。2018 年の合計特殊出生率（女性 1 人が生涯に産む子ども数の推計）は、17 年より 0・01 ポイント下がり 1・42 でした。出生数も 91 万 8397 人と過去最少を更新しました。子どもを持ちたいと望んでも二の足を踏んだり、あきらめたりする現状が変わっていないことはあまりに深刻です。安倍政権は、「少子高齢化は国難」と述べ対策を打ち出していますが、消費税増税と引き換えにするなど国民の願いに応えていません。内閣府調査（2015 年）では、夫婦が理想とする子どもの数は 2 人以上です。一方、予定する子ども数が理想人数を下回っている夫婦に理由を聞いたところ、最も多い答えは「子育てや教育にお金がかかりすぎる」（56・3％）でした。「お金がかかる」という答えはフランスで 27・8％、イギリスで 26・1％にとどまります。日本では経済的負担が重くのしかかり、出産・子育ての障害になっている事実を浮き彫りにしています。お金の心配がなく子育てできる社会にすることは差し迫った課題です。

また、日本の労働実態も問われています。政府が 6 月 18 日発表した「少子化社会対策白書」は「子育て世代の男性の長時間労働」を取り上げ、就業時間が週 49 時間以上の男性労働者の割合が日本では 28・6％にのぼり、フランス 14・6％、イギリス 17・5％と比べ高水準にあることを問題にしています。若者の低賃金などが結婚・子育てを困難にしていることは他の政府資料などでも明らかです。賃上げと労働時間短縮を柱にした「8 時間働けばふつうにくらせる社会」の実現は、少子化に歯止めをかける上でも大きな土台を築くものです。子育て家庭の暮らしを直撃する消費税に頼らず、大企業・富裕層の優遇税制の是正などで家計を応援する政策の財源を確保すべきです。子育て世代が、出産・育児に希望を持てる本物の改革を実現する政治に転換することが必要です。

（３）「マクロ経済スライド」を廃止し、安心できる年金制度を実現しよう

厚生年金だけでは老後資金が2000万円不足するなどとした金融庁の審議会報告書を契機に、年金不安が高まり、現在の年金水準引き下げの仕組み「マクロ経済スライド」の是非が議論になっています。「マクロ経済スライド」は、自民・公明政権が2004年の年金法改悪で導入しました。年金額を決める時に、物価・賃金が上昇していても、その分より年金引き上げ幅を低く抑え込み、実質的に削減するものです。これらの仕組みによって安倍政権の7年間に年金は実質6・1%も減りました。実際、現在41歳の人が65歳になる2043年まで続くとされ、受け取る年金は、平均的な夫婦世帯で月4万3000円、30年間に約1600万円も減らされる計算になります。また、基礎年金給付の実に3分の1がマクロ経済スライドで奪われる計算で、現在でも6万5000円にすぎない基礎年金の満額はさらに約2万円も削り込まれることになります。基礎年金しか入っていない低年金者ほど打撃が大きい、最悪の「弱者いじめ」の仕組みであることが浮き彫りになりました。「100年安心」などという宣伝は全く成り立ちません。「マクロ経済スライド」を廃止し、安心できる年金制度を実現することが必要です。

（４）消費税増税中止は文字通り待ったなしの課題

消費税は、1989年4月1日に施行されてから30年です。安倍首相は「アベノミクス」によって経済が「成長」したと言って、10月からの増税を強行しようとしています。しかし、政府自身が景気判断を「下方修正」する状況での消費税増税が、暮らしに打撃を与え、日本経済をどん底に突き落とすのは、火を見るよりも明らかなです。毎回導入の口実にしている消費税収が社会保障の財源に回るどころか、年金も医療も介護も、改悪に次ぐ改悪の連続です。「社会保障のため」などといういいわけが“看板倒れ”なのは明白です。今回の10%への増税中止は文字通り待ったなしの課題です。本来、税制は負担能力に応じて負担する「応能負担」が原則です。所得税では、大資産家ほど有利な証券税制の一律20%の課税を見直すことや、大企業に恩恵が集中している法人税の優遇制度を見直し、せめて中小企業並みに負担してもらうことで、消費税に頼らなくても財源は十分出てきます。低所得者ほど負担が重い消費税を、深刻な消費不況のさなかに増税するなどというのは、最悪のやり方です。消費税の弊害を明らかにし、消費税に頼らない別の道にすすむ世論と運動を広げていくことが急務です。

（５）子どもたち一人ひとりが人間として大切にされる教育の実現に向けた施策を

6月21日に閣議決定した「骨太方針2019」と「成長戦略実行計画」において、教育の分野では「ソサエティ5.0に向けた人材の育成」推進のため、教育産業をはじめさまざまな「産業」を教育に参入させようとしています。「ソサエティ5.0」により今後の教育は、AI（人工知能）やICT（情報通信技術）をフル活用することで産業界と連携し、国や財界が求める一部の「グローバル人材」育成に特化した教育に変質させられる恐れがあります。また、教育への民間産業参入の拡大により家庭の経済力による教育格差もいっそう広がることが予想され、公教育の平等さや公平さを壊すものとなりかねません。さらに5月に教育再生実行会議が発表した「技術の進展に応じた教育の革新、新時代に対応した高等学校改革について」と題した第11次提言では、高校の特色化を図ると称して普通科の解体・再編をすすめることにより、普通科を類型化し産業界との連携を強化しようと

しています。こうした一連の「教育改革」は企業がグローバル競争に勝ち抜くため、経済最優先の「人材」育成をすすめる教育を経済再生に利用するものであり、子どもたちや父母・保護者のねらいとはかけ離れたものです。

国民的要求である教育無償化については、全国私教連や私学助成をすすめる会などの運動により、年収５００万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の「実質」無償化が実現しました。しかし一方で財源の確保についての具体性が示されていないなどの問題が残っています。また、「幼児教育・保育等の無償化」「高等教育の無償化」については、１０月に予定されている消費税増税分を財源としている点、対象が非課税世帯などに限定されているなど、権利としての無償化とはいえない多くの問題を持っています。今求められているのはＯＥＣＤ平均並の教育予算を確保し、幼児教育から大学までの教育無償化を実現することです。

安倍教育再生がねらう「世界で一番企業が活躍しやすい国」のための教育政策でなく、憲法と子どもの権利条約にもとづいた子どもたちの学ぶ権利を保障し、子どもたち一人ひとりを人間として大切にする教育・学校づくりをすすめる教育政策が何よりも求められています。

4、愛知県政、名古屋市政の情勢の特徴

（１）愛知県政をめぐる状況

- ① 大村愛知県政の４年前の公約であった「リニア・ジェット・ＦＣＶ」の３点セットがいずれも失速しています。２月の知事選では、自動運転の実証実験、航空宇宙産業の推進、アジア競技大会やラグビーワールドカップ試合会場誘致などの実績をあげて、「愛知の経済、産業は力強い伸びを示しています。さらに前にすすめたい」と述べて、引き続き、２０２２年開業予定のジブリパーク、国際展示場、リニア新幹線開業に向けた基盤整備など、大型事業の推進を強調しました。その結果、財政力指数が全国第２位にありながらも、介護や医療の要求に背を向け、貧困と格差に苦しむ県民や、教育の全国最低レベルの実態に選挙戦では若干意識しながらも、実態は意に介さずに県政運営を続けています。
- ② 県庁における行財政改革は、２０１４年６月に第６次行革「しなやか県庁創造プラン」において、「削減目標を掲げず必要な人員を確保しながら、限られたマンパワーを効果的に配置して一層高度化・複雑化する行政課題に対応する」としています。この４年間は、全体で３～６人の定数削減にとどまっているものの「あいちビジョン２０２０」の重点施策を推進するためにプロジェクトによって、リニア事業推進室（８人体制）、ジブリパーク構想推進室（１０人）、国際展示場準備室（１４人）など１２７人の人員（１８年５月１日現在）を裂かれてきています。県庁で働く職員の通常業務の遂行に支障をきたして、長時間労働や恒常的残業が増えている実態があります。
- ③ 小牧平和県民実行委員会は、県営名古屋空港（小牧空港）周辺の住民を対象にＦ３５戦闘機について、２～３月にかけてアンケート１５，０００通を配布し約３８０通の回答結果を発表しました。「軍用機による騒音の変化を感じますか」の設問では、「非常に感じる、感じる」が７割を超えました。また、「三菱重工で組み立てられて

いることを知っていますか」で半数以上が知らないと回答しています。自由記述欄には、「国から説明のないことに憤っている」「騒音で生活が脅かされている」「家のサッシがガタガタと震える」「事故が起こったときの対処について明確にすべき」と苦情が寄せられています。F35戦闘機は、三菱重工小牧南工場（豊山町）で組み立てられており、整備拠点として位置づけられています。米国の武器の購入をめぐることは、5月に、安倍首相がトランプ氏に、F35戦闘機105機の追加購入を誓約しています。平和をめぐる施策において、県民が安心して安全に生活できる権利を求めていくことが必要です。

（2）名古屋市政をめぐる状況

- ① 名古屋市の市民税5%減税について、大企業優遇の法人市民税は「企業に対して十分機能しているとはいえない」と検証され、廃止されました。しかし、金持ち優遇の市民税減税は続いています。現行、市民の5割の減税額はゼロです。一方、課税対象の所得だけで16億円の超高額所得者の減税額は約500万円。金持ちを優遇し、市民の格差をさらに広げる減税は不要です。

2027年のリニア開業を見据えた、名古屋駅一極集中ともいえる名古屋駅周辺に特化した開発予算や、急いでやる必要のない事業が目白押しです。名古屋駅周辺地下公共空間整備は、必要性の検証も不十分で、整備費も6年前に概算134億円と示されたのみで、完成の見通しも事業費も不明で、中止すべきです。過度の名駅一極集中ではなく、市域全体を見渡したバランスのよい住みたくなるまちづくりこそが必要で、それこそが東京にも大阪にもない名古屋の都市魅力を引き出すべきです。

中部国際空港の2本目滑走路建設が促進されようとしています。確かに利用は近年伸びていますが、旅客数・発着数ともに開港時に戻ったにすぎませんし、当初の「計画案」（最終まとめ1998年）の需要見込みにも達していません。また2本目滑走路の整備を進めている那覇空港の16万回、福岡空港の17万回にもはるかに及ばない中、リニアに合わせ2本目滑走路を急ぐ必要はありません。

- ② 7月1日に閉幕した6月議会では、2022年完成を急ぐ名古屋城天守閣木造復元化について、名古屋市の有識者会である石垣部会が「市の対策と計画では不十分」などの意見を出し、市議会委員会でも市長のやり方に納得できない意見が続出し、文化庁の文化審議会も解体許可申請は受理したものの再調査が求められ、審査を先送りされたことを踏まえ、天守閣関連議案は「撤回」されました。

現在、天守閣の基本設計代金の返還と木造復元の停止を求める住民訴訟が5月に始まり、市側も請求棄却を求めて全面的に争う姿勢を見せており、手続きの違法性の有無が裁判で判断させる見通しとなっています。また、市長は5月30日、「名古屋城木造新天守にエレベーターを設けない」と正式に発表しました。障害者団体から設置要望を受けていたが、「史実に忠実な復元のため」として退け、代替りのバリアフリー策の候補としてVR（仮想現実）、分身ロボット、車いすで乗降可能なはしご車、搭乗可能なドローンなど11の新技术を示しています。しかし、「愛知県重度障害者の生活をよくする会」の役員は「安全性や実現可能性が分からない案で、誠意のかけられない」と批判する事態となっています。一度立ち止まってゼロから見直すことが必要です。

③ 守山区のある大永寺保育園は、「名古屋市公立保育所整備計画」（２００９年）に沿って、２０２０年４月に民間移管する予定で、今年４月から引継ぎ共同保育が開始されていきました。ところが、民間移管の公募要項で定められた「引き継ぎ保育士５人」の要件を満たさず、園長予定者も５月末に退職する異常な事態が生まれ、保護者の不安は極限まで達していました。名古屋市は、保護者らの申し入れに対して「公募要項に基づく引継ぎ保育士が配置されておらず、改善の見込みがないため、大永寺保育園の移管を取り消し、２０２０年４月からの移管を行わないことを決定した」と応えました。そもそも、公立保育所を１２３カ所から７８カ所まで削減することを目標にしていることに無理があります。本来、保育所は、乳幼児が生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な時期に生活の大半を過ごす場所であり、名古屋市は子どもの最善の利益を尊重し、人的・物的環境を整える責任があります。保育士不足により保育所運営が困難な状況が広がる中で、強引に民間移管を進めてきたことが、今回の事態を生むことになりました。また、委託化４年目となる小学校給食調理業務は、２２校まで拡大されましたが、今年度委託される７校については全て入札不調と限界にきています。質を担保するために直営に戻すべきです。

④ 名古屋市は、地方自治の本旨に立ち戻り、格差を広げる市民税減税はやめ、大型事業を見直して作り出した財源を活用して、住民福祉の向上に税金を使うべきです。１８歳までの医療費通院の無料化、国民健康保険料の子ども均等割の廃止、介護保険料の大幅引き下げ、敬老パスは利用制限なしでＪＲや私鉄（名鉄・近鉄）などに拡大などです。どれほど市民の負担が軽くなり喜ばれることでしょう。

また、名古屋市で働く職員の賃金・労働条件の改善も必要です。度重なる賃金削減や職場実態を無視した職員削減は職員の士気を低下させ、疲弊させるものです。市民サービスを維持・向上するためには、まず職員が元気でなければなりません。人間らしく定年まで安心して働き続けられる職場をめざして奮闘することが求められています。

第三章 2020年度活動方針

I. たたかいの基本的なかまえ

労働者のいのちと健康を守り、社会保障を充実させ、国民のくらしと生活、平和と民主主義を守るため、安倍政権の退陣を正面から掲げることが重要です。愛労連は、組合員とその家族の生活と権利を守るため、組合員参加のたたかいを職場と地域から築き、幅広い市民や団体との共同を追求することを基本的な柱とし、下記に掲げる課題をたたかいのかまえとします。

第1に、労働者の賃金・労働条件の改善と社会保障制度の拡充を双方関連させながらとりくみをすすめます。長時間労働の是正と8時間働いて人間らしく、まともに暮らせる賃金の確立、格差解消と貧困の根絶をめざします。さらなる労働法制の改悪など、労働者犠牲の「世界で一番企業が活躍しやすい国」づくりに断固反対します。大企業の社会的責任を追及し、消費税増税を中止させ、不公正税制をただして所得再配分機能の強化、地域経済の発展と中小企業支援の強化をめざします。

第2に、安倍内閣の悪政と全面的に対決し、9条改憲および「戦争する国づくり」に総力をあげて反対闘争をすすめ、安倍内閣を退陣に追い込みます。2020年までが憲法をめぐる正念場と位置づけて運動を展開します。軍拡予算の増大に反対し、軍事費を削って、くらし・福祉・教育に回す政治をめざします。小牧基地のF35戦闘機の整備拠点化を許さず、オスプレイ飛ばすな、低空飛行訓練反対など、全国各地で広がる基地強化反対のとりくみに連帯します。ヒバクシャ国際署名の推進、原発ゼロをめざすエネルギー政策転換を求め、平和と民主主義を守ります。

第3に、全労連・愛労連は11月に結成30周年を迎えます。すべての組織が純増に向けた目標と計画を持って、あらゆるとりくみの中で組織強化拡大を握って離さずにすすめます。身近にいる非正規労働者、未組織労働者へのていねいな声かけをすすめます。組織強化は緊急課題です。組織拡大を行うにも受け皿となる職場単位の支部・分会の活性化は欠かせません。第4次組織強化拡大3カ年計画の成果と教訓・課題を明らかにしながら次期計画を策定します。職場でも地域でも労働組合の顔が見えるとりくみを重視し、次世代育成も視野に、青年・女性がいきいきと参加できる職場活動・地域運動をめざします。愛労連の存在価値を発揮し、要求実現に大きな影響力を与えられるローカルセンターをめざして奮闘します。

II. 要求実現のたたかいと共同の追求

1. 賃金と雇用、働く権利を守るたたかい

(1) 賃金引き上げのたたかい、8時間働いて人間らしい普通の生活を職場・地域から

① 8時間働いて人間らしく、普通に暮らせる賃金を保障させます。賃金・労働条件の改善には、みんなで話を進め、職場要求を作り、使用者に対して要求書を提出しなければ前進はありません。そこに労働組合の存在価値があります。全組合員参加の要求討議を大切にして職場・地域での賃金闘争をすすめます。

② 「賃金引き上げこそ格差と貧困解消の近道」という基本的な立場から賃金闘争を積極的に

推進します。賃金闘争は財界全体と労働者全体のたたかひの反映です。2020年国民春闘は、要求アンケートに基づき、職場のストライキを背景に地域での統一行動などたたかひを旺盛にすすめます。

- ③ 労働組合として、経営者・当局に対して、職場で要求を基礎にした賃金・労働条件の改善のたたかひなど権利行使をするうえで、交渉権確立はかせません。権利行使のたたかひ、所属長などとの職場交渉権の確立・強化をめざします。

(2) 「最低生計費」調査を活かし、最低賃金引き上げ、公契約条例制定にむけたたたかひ

- ① 「最低生計費」を賃金要求の基礎・根拠と位置づけ、憲法25条に規定された「健康で文化的な最低限度の生活」を実現する要求とします。
- ② 今年度中に、東京都の最低生計費調査結果が発表され、北海道、東北、関東、中部、近畿、九州と全国を網羅する形になります。最低生計費調査結果から、人間らしく生活するには、全国どこでもほぼ同じ月額が必要であるとなります。街頭宣伝や要求提出と交渉において、社会的にアピールしていきます。
- ③ 最低賃金は「1,500円をめざし、今すぐ1,000円以下をなくします」とし、大幅引き上げに向けて学習や署名、宣伝などをおこないます。
- ④ 全国一律最賃制の実現・導入をめざします。そのため、中小企業や業者を対象にした特別の財政措置についても同時に求め、合意づくりに向けて議員要請や自治体、団体要請などをすすめていきます。
- ⑤ 愛知労働局や愛知地方最低賃金審議会に対して、地域別最賃を決める専門部会の公開と非正規労働者、あるいは最低賃金生活体験者自身が意見陳述をおこなう機会を設けることなどを求めています。
- ⑥ 東海北陸ブロックで最賃キャラバンを実施します。
- ⑦ 公契約条例の制定が愛知県の各自治体ですすんでいます。条例の制定前には、パブリックコメントなどを通じて、意見反映をめざすとともに、制定後の効果について自治体との懇談をおこないます。引き続き、春の自治体キャラバンなどを通じて、低賃金の歯止めに役立つ賃金の下限設定を持つ公契約法・条例制定を広げる運動をすすめます。

(3) 時間外労働の上限規制等、労働法制の改悪反対のたたかひについて

- ① 「働き方改革関連法」は、規制強化を含むものの労働基準法を根底から破壊する高度プロフェッショナル制度（高プロ）なる「毒」も盛り込まれた法律です。36協定の改定による改善や有給休暇5日間の取得義務などの活用すべき点を生かしながらも、悪法は職場に絶対に入れさせず、使える法令は大いに活用して働きやすい職場をめざしていきます。36協定キャンペーンを実施します。
- ② 労働法制改悪反対実行委員会は、東海労働弁護団（東海労弁）が事務局となり自由法曹団、過労死を考える家族の会、名古屋ふれあいユニオン、愛知働くもののいのちと健康を守るセンター（愛知健康センター）などで活動しています。愛労連はその先頭に立って、「働き方改革関連法」の廃止に向けたとりくみをすすめます。
- ③ 教職員のいのちと健康を守るために、労働時間短縮が急務です。しかし、政府・文科省は、定数改善に踏み出さず、「1年単位の変形労働時間制」の導入で長時間労働の是正を考えています。1年単位の変形労働時間制の導入をさせないとりくみと教職員定数の抜本的改善を求めています。具体的には、愛高教・愛教労がとりくむ「せんせい ふやそうキャン

ペーン」の推進をはかっていきます。

- ④ 労働者の働き方について、さらなる労働時間規制の破壊（裁量労働制の拡大、副業・兼業推進と労働時間通算管理の見直し・テレワークによるみなし労働拡大）、雇用の流動化（解雇の金銭解決など）、雇用されない働き方など、多岐にわたる労働者保護法制の全面的な改悪を政府・財界はもくろんでいます。労働条件の向上など良質な雇用を実現するとりくみをすすめます。
- ⑤ ブラック企業規制法をいかして、ブラック企業・ブラックバイトの根絶をめざしてとりくみをすすめます。ワークルールの推進に向けたとりくみをすすめます。
- ⑥ 5月に成立したハラスメント関連法を運用するための省令・指針が、厚生労働省内の三者構成の審議会で議論され定められていきます。ILO条約が求める水準を指針等に取り込ませる運動を進めるとともに、ILO条約が批准できるハラスメントを許さない禁止規定を盛り込んだ法改正を再度行わせていく運動を大きく広げていきます。

（４）長時間・過密労働をなくす活動をすすめます―労災のない職場をめざす

- ① 長時間労働の是正を求めても、もともと賃金の基本給が低く、残業してやっと生活できる賃金体系があります。時短しても賃金が下がらない賃金単価を求めていきます。
- ② また、公務・民間を問わず、定数の縛りや劣悪な労働条件と低賃金で、職場の人員不足で長時間・過密労働が日常化しています。長時間労働を規制する労働時間短縮のたたかいは、憲法で保障された労働者の「健康で文化的な生活」をいとなむうえで欠かせない課題です。長時間・過密労働をなくす活動をすすめます。
- ③ 労働安全衛生活動は、職場環境やいのちと健康を守るための１つの大きな力として、賃金闘争と両輪の活動として重要な課題と位置づけられています。儲けのために労働者を使い捨てにする状況の改善に向け、重視してとりくみをすすめます。当面、健康センターがよびかける衛生推進者養成講習会への参加をすすめます。
- ④ 働くものの安全と健康セミナー「次代を担う労働安全衛生」を愛知健康センターと共催して開催します。
- ⑤ 増加している過労死事件、労災事故不認定事件などへの支援を強めます。

（５）非正規労働者の要求実現に全力をあげる

- ① 「働き方改革実行計画」では、同一労働同一賃金と非正規雇用労働者の処遇改善が言われていますが、実際には格差の固定化をもたらす方向での均等・均衡待遇規定の整備をはかろうとしています。賃金・労働条件の向上に向け、弱い立場の非正規労働者の要求実現にむけてとりくみを強化します。また、高齢期雇用労働者の実態を把握し、労働条件の確立をめざします。
- ② 正規と非正規（パート、有期、派遣労働者）の待遇の違いについて、2020年施行の「同一労働同一賃金ガイドライン」や労働契約法第18条の無期転換制度、労働契約法第20条裁判判決の到達点を踏まえ、「非正規雇用差別NG」運動を来年6月まで展開します。また、中小企業では、来年4月に向けて、労使交渉を通じて、格差是正を解消することを求めていきます。
- ③ 労働契約法第18条に規定された、有期雇用労働者の無期転換の申込み（無期雇用転換ルール）について、適用直前の雇止めをさせないとりくみを行います。あわせて、労働相談の事例の収集や労働組合による無期転換の促進を図り、周知するとりくみを行います。

(6) 公務職場の人員増要求、民営化・民間委託、定年延長などに対するたたかい

- ① 国家公務員は、先進国の中でも極端に少ない人数で仕事をしています。OECD（経済協力開発機構）が公表している各国の公務員人件費（対GDP比）の国際比較では、第1位のデンマークで16.6%のところ日本は最下位の6.0%であり、最下位を11年連続で更新中です。

また、「行政機関の職員の定員に関する法律（総定員法）」にもとづく定員査定は2019年度で終了でしたが、6月28日にさらなる定員削減として「定員合理化計画」が決定され、5年間で10%の削減を引き続き実施するものです。削減計画により、行政機能のぜい弱を招き、国民の権利保障機能を低下させ、職員の健康破壊も加速すると危惧されます。「定員合理化計画」は廃止して、公務・公共サービスの拡充と公務職場にも定員増による体制確保・非正規職員の正職員化を重視するたたかいを、愛知国公の要請に基づき愛労連として支援します。

- ② 地方自治体に押しつけている「トップランナー方式」の廃止と、窓口業務のアウトソーシングを許さないたたかいをすすめます。住民が、全国のどの地域に住んでいても憲法に基づく健康で文化的な生活が営めるようにナショナルミニマムを保障し、地方自治体の財源格差を是正して、地方財政を拡充させることを求めています。
- ③ 2020年4月スタートの「会計年度任用職員」制度について、それぞれの職務の必要性を十分に把握して、現給保障を確保させるとともに、恒常的な業務であれば正規職員に置き換えることを求め、自治労連、愛高教、建交労などとともに運動をすすめます。
- ④ 定年延長の問題は、雇用と年金の確実な接続をはかるため、定年年齢を65歳に引き上げることが求められ、退職手当や定員管理などを含めた全体像を明らかにし、労働組合との協議を速やかにはじめることが必要です。60歳以前の賃金水準を保つとともに、多様な選択肢の確立、職務に応じた労働条件の確保など、長年培ってきた知識と経験を活かしながら定年延長の実現をめざします。具体的には、公務単産の要請に基づき支援していきます。
- ⑤ 愛知争議団と協力して、全国の争議支援・連携を強化して争議を勝利させ、職場・地域から労働争議をなくす運動をすすめます。すべての争議に対する支援を強化するとともに、あらたな争議をださないようとりくみをすすめます。増加している不当解雇、差別事件などへの支援を強めます。

(7) 外国人労働者への対応について

- ① 引き続き、愛労連と単産で外国人労働者の相談に対応し、組織化も進めます。
- ② 自治体キャラバンなどで、各行政が進める多文化共生のとりくみなど実態を聞き、県や国に改善を要望します。

(8) 過労死と労働者の“使い捨て”、反対、すべての争議解決めざして支援を強化

- ① 愛労連として、社保庁不当解雇撤回闘争、第一交通労組、JAL争議団のたたかいを重点にして支援を強めます。また、各単産・地域組織で支えている争議についても、定期大会や年末支援カンパなどで広く知らせるとともに支援の輪を広げていきます。

- 1) 「社保庁不当解雇撤回闘争支援共闘会議」の活動を軸にとりくみをすすめます。処分撤回に至らなかった2人の裁判闘争は終結しますが、政府や厚労省に解決を求めるとりくみをすすめます。

2)「第一交通をまともな会社にする会」を軸に活動を強化し、支援の輪を広げていきます。中労委要請署名（団体・個人）と不当解雇・雇い止め裁判署名（個人）を個人署名1万筆、団体署名1,000筆を目標にとりくみます。

3) JAL不当解雇に対する最高裁判決は「会社更生法のもとでの解雇は有効」という東京地裁・高裁の判決を容認したものとなりました。JAL争議団は引き続き職場復帰を求めて、JALとの交渉をすすめており、引き続き支援を強化していきます。

② 愛知争議団と協力して、全国の争議支援・連携を強化して争議を勝利させ、職場・地域から労働争議をなくす運動をすすめます。すべての争議に対する支援を強化するとともに、あらたな争議をださないようとりくみをすすめます。増加している不当解雇、差別事件などへの支援を強めます。

(9) 中小企業の支援、地域経済の活性化と雇用を守るたたかい

① 愛知県内の企業数は、99.7%が中小零細企業であり、常用雇用者の66.4%が中小零細企業で働いています。労働者の賃金を引き上げるために、地域経済の中心である中小企業への支援が重要になります。民間部会が進める愛知中小企業家同友会との懇談会や最賃闘争における中小企業支援と合わせたとりくみなど、地域経済の課題を積極的に推進します。すでにいくつかの地域労連や単産では経験があり、こうした活動を全県的にひろげていきます。

② 中小企業の経営と最低賃金の上昇にともなう労働者への賃上げを支援するため、社会保険料負担軽減策の実現を国・行政機関に求めています。

③ 中小企業振興条例の制定を県下の自治体にひろげていく運動を各団体と協力してすすめます。さらに愛知県、名古屋市には、地域経済活性化のために実効ある施策の充実を求めます。

(10) 第45期愛知県労働委員会・労働者委員の偏向任命を許さないたたかい

① 愛知県は1989年から今年まで15期30年間にわたって愛知県労働委員会の労働者委員7名全員を連合系に独占させ、「連合愛知」に所属しない愛知県労働組合総連合（愛労連）と中立組合をすべて排除しています。1999年の名古屋地裁において、知事に対し「労働組合運動において運動方針を異とする潮流・系統が存在する以上、労働者委員の構成においても多様性を有することが望ましい」、「今後はより多くの労働者に支持させる合理的選択を」と是正勧告をおこないました。しかし、判決後も全く「偏向任命」が改められていません。

② 12月に任命予定の愛知県労働委員会・第45期労働者委員について「連合独占」を改め、公正・公平な立場で非連合からも相当数の委員を送り出し、選任することを求めています。

(11) 第8期愛知県労働審判員の選任について

① 労働審判員制度は、2006年4月に発足し、今年で13年目を迎えています。現在23都道府県で全労連・地方組織選出の審判員が活躍しています。地方裁判所において裁判官（労働審判官）に、労使実務家（労働審判員）が加わって調停を包み込んだ審判手続きをおこなうことによって、個別労働関係民事紛争を原則として、3回以内の期日（平均74日）で、迅速、適正かつ実効的に解決することを目的として設けられた制度です。現在、全国で労組法適用労組員数から割り振られた人数は、連合560名、全労連50名、全労協4名となっています。

② 愛知県（名古屋地方裁判所所属）では、32名の内、愛労連に1名の枠があります。2

〇18年4月1日より自治労連で前愛労連事務局長の吉良多喜夫さんから、第7期の労働審判員に、藤原佳子さん（福祉保育労書記次長）が任命されました。来年4月の改選期を迎え次期第8期（2020年4月1日任命分）の審判員を選出します。また、枠の拡大で複数の労働審判員を求めています。

2、大企業の社会的責任を追及するたたかい

（1）トヨタシンポ、トヨタ総行動のとりくみ

- ① トヨタシンポジウムは、「内部留保の活用」や「大企業の社会的責任」とは何かなど、丁寧な議論と情勢の分析をおこなう必要があります。これまでのたたかいを踏まえ、総行動の役割と課題について秋におこなうトヨタシンポジウムで明らかにし、その先の総行動の成功につなげます。
- ② トヨタ総行動は、大企業の名古屋本社が多く集まる名古屋駅周辺の大企業包囲行動と合わせておこないます。引き続き、トヨタ自動車と関連企業への要請行動を実施します。

（2）大企業の下請けいじめなどを規制するとりくみ

- ① 大企業による単価の買いたたきなど下請けいじめを厳しく規制するとともに、最低賃金を引き上げる際の社会保険料の負担減免や賃金助成など、中小企業の賃上げに本格的な支援を行うことを求めています。
- ② また、国や自治体と受注企業が結ぶ公契約に、地元の中小企業に優先発注、生活できる賃金など労働条件を定める法律や条例を制定し、受注企業の労働者や国や自治体の臨時・非常勤職員の賃金を引き上げることも求めています。

3、憲法改悪に反対し、平和と民主主義を守るたたかい

（1）9条の明文改憲を絶対許さない、憲法闘争を正面に据えたたたかいを

- ① 改憲勢力は、改憲の世論づくりを地域に移しています、日本会議の地域支部の確立や自民党議員の選挙公約の中に改憲を入れるなどで草の根の改憲運動をめざしています。これに対抗すべく職場での憲法擁護の活動と、組合員の生活の場での憲法擁護活動にも力を入れます。
- ② 「安倍9条改憲のNO！憲法を生かす全国統一署名」＝3000万人署名の運動について目標を突破し、安倍政権が改憲を断念するまで、引き続き3000万人署名運動を継続します。署名のゼロ職場をなくすことと、全組合員から署名を集めます。
- ③ 憲法闘争を組合役員のための活動とせず、組合員一人一人の活動とすることに力点を入れます。職場・地域で、講師には弁護士団体の応援をもらい「ランチ学習会」、「憲法カフェ」などの参加しやすい創意工夫したとりくみを計画し、「憲法を語る人」を増やしていきます。
- ④ 改憲発議NO！の街頭宣伝、駅頭宣伝の行動を呼びかけます。また、地元議員への要請などをおこないます。
- ⑤ 憲法と平和を守る愛知の会主催の毎週土曜日宣伝を成功させます。愛労連は、第2週と第5週を担当し、単産・地域から積極的に参加します。
- ⑥ 3団体（安倍改憲NO！あいち市民アクション、愛知憲法会議、あいち9条の会）の集会や共同行動実行委員会主催の毎月19日を忘れない日とした、「安倍政権の暴走止め

よう！あいち集会&デモ」に参加します。

(2) 平和と民主主義を守るたたかい

ここ数年の間にできた憲法9条を守れの共闘組織を引き続き発展させていきます。共闘の運動では県レベルでは愛労連であり、地域では地域労連が運動の下支えの役割を果たしていることが多くあります。その役割を引き続き担い労働組合への信頼をより一層高めます。

4、社会保障改悪・消費税増税反対、教育の拡充、国民のくらしを守るたたかい

(1) 社会保障拡充のたたかい

- ① 社会保障闘争を賃金闘争とともに両輪でとりくむことの必要性を重視し、社会保障改悪を許さないたたかいを強化します。
- ② 単産がすすめている社会保障拡充のたたかいを積極的に支援します。年金裁判、医師・看護師増員のとりくみ、保育・介護・福祉職員の処遇改善、公的保育を守る運動など、社会保障制度改善のたたかいを共同してとりくみます。
- ③ 社会保障推進協議会（社保協）に結集し、安全・安心の医療・介護・保育・福祉・年金の実現にむけたとりくみをすすめます。消費税増税を掲げながら社会保障の総改悪が狙われておりとりくみを強化します。全労連や社保協が提起する署名を進めます。
- ④ 生活保護水準の引き下げは、就学援助や各種の減免措置に直接影響をあたえるものです。また「生活保護水準との整合性」がもりこまれた最低賃金にも影響をあたえます。生活保護水準引き下げの影響拡大阻止のとりくみを重視します。愛知で16人が提訴している生存権裁判を生活保護基準引き下げ反対愛知連絡会とともに、支援していきます。とりわけ愛知の裁判は全国でたたかわれている裁判のトップを切って証人尋問が行われます。裁判勝利へ傍聴支援を強めます。

証人尋問 8月15日（木）14：30～名古屋地方裁判所大法廷

- ⑤ 年金裁判を支援します。年金者一揆の成功にむけて支援していきます。

口頭弁論の裁判日程 8月19日（月）14：00～ 名古屋地方裁判所

10月30日（月）14：00～ 名古屋地方裁判所

- ⑥ 社会保障充実を中心とした秋の自治体キャラバン（10月29日～11月1日）を成功させます。キャラバンにともない、地域で開催される事前学習会と、県実行委員会としての団長・事務局長会議に参加をよびかけます。

団長・事務局長会議 10月18日（金）18：30～ 労働会館本館会議室

- ⑦ 10月27日（日）に計画される「福祉予算削るな！福祉を金儲けにするな！愛知県民集会」を成功させます。

- ⑧ 第21回愛知高齢者大会を成功させます。

日時・場所：10月16日（水）10：00～ 名古屋市公会堂

- ⑨ 社保協とともに社会保障学校を2020年2月29日（土）に計画します。

(2) 消費税増税反対のたたかい

- ① 10月の増税中止に向けて、「10%ストップ！ネットあいち」に結集し、署名、宣伝行動などにとりくみます。毎月10日の署名集約、24日の事務局団体会議・宣伝行動にとりくみます。
- ② 「消費税やめさせる会」の事務局会議、宣伝行動などのとりくみで、消費税の廃止に向

けて運動を進めます。毎月の事務局会議で行動の具体化をおこない、消費税反対の声を大きくするため事務局会議後の宣伝行動、署名、学習会などにとりくみます。県議会に向けて意見書採択を求める請願にとりくみます。

- ③ マイナンバーの中止・撤回を求めて、マイナンバーの強制を許さないたたかいを展開していきます。特に、自治体職員に対するマイナンバーカードのいっせい取得を止め、共済組合や各地自体に押しつけないことを自治労連の要請に基づき求めています。

(3) 奨学金、教育の拡充を求めるたたかい

- ① 2020年度予算に向けて、すべての子どもたちに行き届いた教育を求める「教育全国署名」をとります。
- ② 戦前の日本の侵略戦争を美化し、正当化して、「愛国心」を押しつけるなどの安倍「教育再生」に反対する運動にとりくみます。「道徳の教科化」など「戦争する国づくり」や「企業に従属させる」ための「人材」養成のための教育政策の見直しを求めます。
- ③ 学ぶことは、憲法で保障された権利です。しかし、進学するにあたって大きな“壁”となっているのが、高い学費です。初年度納付金は、国立大学で約82万円、私立大学で平均約133万円にものぼります。私立大学の授業料は、6年連続で値上がりし続けています。多くの学生が、学費を払うために、奨学金という借金を背負わざるをえず、返済の不安を抱えています。現在、奨学金に関わる自己破産が3,890人(2017年度)になっていることから返済の減免制度を創設することが必要です。給付奨学金の拡充、貸与奨学金を全て無利子にすることとあわせて、大学の授業料を段階的に引き下げることを求めています。

5、住民のくらしを守り、地方自治拡充をめざすたたかい

(1) 住民が主人公の地方自治をめざすとりくみ(8団体共闘)

8団体(自治労連、愛知国公、年金者組合、愛知社保協、新婦人、共産党、愛商連、愛労連)が主催する「住民が主人公の地方自治をすすめる交流集会」を開催します。交流会では、公務の民営化が進み、住民が自己責任にさらされている実態があるので、人権を尊重し、公務サービスのあり方を問うような内容を計画します。

(2) 春の自治体キャラバンのとりくみ

春の自治体キャラバンを以下の4点にわたる要望を中心に来年5月に実施します。①自治体で働く非正規職員の処遇改善をはじめ、特に最低賃金ぎりぎりの賃金単価の改善や休暇制度など正規職員との均等待遇をはかること。②公契約制度の適正化を図り、自治体関連事業で働く人の適正な賃金水準の確保を図ること。③住民の暮らしを守り、安全安心の公務・公共サービスの充実を図ること。④働くルールの確立などの意見書・要望書を国に提出してもらうことも目的としてとりくみます

6、原水爆禁止世界大会、「原発ゼロ・再稼働反対」のとりくみ

(1) 被爆74年のヒバクシャ国際署名と原水爆禁止世界大会の成功へ

- ① 2020年は核不拡散条約(NPT)再検討会議がおこなわれます。NPT再検討会議に向けてヒバクシャ国際署名のラストスパートをおこないます。学習などに力を入れ少しでも多くの署名を集め、核兵器のない社会の実現を訴えていきます。
- ② 2019年原水爆禁止世界大会のメイン大会が長崎でおこなわれます。大会の成功、そ

して2020年のNPT再検討会議とN. Yでの世界大会の成功に向け、3・1ビキニデーから一貫しての学習などにとりくみ、2019世界大会、ビキニデー、平和行進を一人でも多くの参加者を送り出し、成功させます。

2019年原水爆禁止世界大会

国際会議（広島）8月3日（土）～5日（月）

世界大会－広島 8月5日（月）～6日（火）

世界大会－長崎 8月7日（水）～9日（金）

- ③ 5月4日、アメリカの平和団体は、国際会議「変化する世界と核の危険の増大、新たな思考と運動の構築」を開き、2020年4月、第10回NPT再検討会議を前に、「原水爆禁止世界大会 in ニューヨーク」を開催することを呼びかけています。このとりくみは、「核兵器のない世界」の達成というすでに合意された目標にも拘らず、なお実行を拒み、新たな軍拡を続ける核大国の横暴を許さないこと。また、核兵器禁止、廃絶を求める市民社会の運動、被爆者やその他の核被害者、核兵器禁止を進める各国政府、国際機関などの諸運動が協力し、合意を実行させ、さらに大きな地球の流れを創り出そうという画期的な試みです。愛知原水協の要請に応えたとりくみをします。

（2）平和行進のとりくみ

平和行進の意義、署名の力、世界情勢など根本的な事から学習をおこない、多くの組合員の参加で成功させます。

（3）原発ゼロ、再稼働反対のとりくみ

- ① 原発輸出を進めるため国内でも再稼働を拡大しています。引き続き金曜行動への参加、老朽原発の廃炉を求める裁判への傍聴と裁判支援を呼びかけます。福島除染土を全国の農地に拡散することに反対します。
- ② 東海地方にもいつ大震災がくるかもしれません。東日本の被災者支援と原発再稼働反対を求めて、3月に開催するさよなら原発の集会には引き続き参加を呼びかけます。
- ③ 昨年11月に結成された「原発をなくす愛知の会」とともに運動をすすめていきます。

7、諸課題でひろがる共闘のとりくみ

（1）消費者大会実行委員会

第50回愛知県消費者大会を成功させます。6月24日（月）の「超深地層研究所見学会」からスタートする多彩な内容の講座に参加をよびかけます。

（2）愛知食農健（日本の食糧・農業・健康を考える愛知の会）・TPP反対のたたかい

- ① TPP11の国内手続きが完了したいま、発効を許さないたたかいが重要となってきます。
- ② 愛労連は食農健に参加して、TPP反対の活動にとりくみ、地域での地産地消の活動を応援します。

（3）反貧困ネットワークの活動

今年は最低賃金、居住の貧困問題を中心にとりくみます。名古屋の生活保護裁判勝利にむけて支援を行います。

口頭弁論の日程 8月15日（木）14：30～ 名古屋地方裁判所

証人尋問の日程 9月25日(水) 10:00～ 名古屋地方裁判所
10月 9日(水) 10:00～ 名古屋地方裁判所
10月11日(木) 10:00～ 名古屋地方裁判所

(4) 国際人権活動愛知連絡会、国民救援会等の活動など

- ① 人権問題について、日本は、女性への差別解消のとりくみ、日本軍「慰安婦」問題、ヘイトスピーチ、東日本大震災と福島第1原発事故に対するとりくみなどさまざまな人権軽視の姿勢に問題があります。引き続き、愛知連絡会に参加し、年3回程度の学習会(8月、12月、5月)などの企画に参加し、労組内に影響を与えるようにとりくみをすすめます。

学習会 日時・場所 8月31日(土) 10:00～ 労働会館本館会議室

内容・講師 「天皇の制度と改元」 本 秀紀さん(名大大学院教授)

- ② 国民救援会は、労働組合や労働者に対する弾圧事件や冤(えん)罪事件、労働事件など幅広く事件支援をしている団体として活動を繰り広げています。街宣活動などへの警察からの不当介入を許さず、言論・表現の自由を守る活動を推進します。救援会を支援してとりくみをすすめます。

(5) 公共交通を考える会——あいちJR懇談会へのとりくみ

- ① JR東海の会がとりくむ「JR利用者アンケート」を駅頭やローカル線沿線に配布します。そのアンケート結果をもとに国土交通省の鉄道局とJRに懇談会を申し入れます。JRが利益の多くをリニア新幹線に投入し、ローカル線の利便性が損なわれつつあります。国民が自由に移動する権利「交通権」と交通弱者を守るため会に参加する団体と運動をします。
- ② 2018年度のアンケート結果をまとめた冊子「『JR利用者アンケートからみた』JR東海への期待」を普及します。

(6) 市民と言論実行委員会

- ① 名古屋のマスコミ関係労組、市民団体との共同を続けます。
- ② 第37回市民と言論シンポ 9月28日(土) 13時半から ナディアパークセミナールームで開催します。
- 内容: メ〜テレドキュメント「葬られた危機〜イラク日報問題の原点〜」(ギャラクシー賞) 製作者と地元ネットメディアの担当者らを変えて、真実を伝えるローカルメディアと市民の役割などを討論します。

(7) 名古屋城問題について

戦後市民の寄付で復興された現天守の取り壊しと消防法・建築基準法、バリアフリー法に違反する天守木造化に反対します。不完全な基本設計に対して費用全額を支払った名古屋市に対して、一部返金を求める裁判を支援します。

Ⅲ. 組織強化・拡大の飛躍をめざして

1. 組織強化拡大について

(1) 組織強化拡大新3カ年計画の策定にむけて

第4次組織強化拡大3カ年計画では、結成から26年を経過した愛労連の組織強化・拡大運動における単産と地域労連の現状と課題を明らかにし、学習や教宣活動の強化を軸に据えた組織強化、職場を基礎にした要求実現活動、すべての組合が本気で増勢に転ずる目標と計画をたてること、保育や介護分野での総がかり作戦の実施などのかかげてとりくみをすすめてきました。「3

カ年計画」の総括については、時間をかけて検証し、2021年度に新たな中期計画を方針化します。

(2) 組合員参加の組織拡大と未組織分野の組織化をめざす総がかり作戦

- ① 「組織拡大を愛労連運動の基本」にすることを引き続き追求し、すべての単産が大会を純増で迎えられるようにとりくみを強めます。
- ② 愛労連が純増するためには、年間で5,000人の拡大が必要です。多くの単産が年間を通じて組織拡大を追求しており、成果を積み上げて5,000人拡大をやりぬきます。
- ③ 組織拡大月間を設定します。秋の組織拡大月間は10月から12月、春の組織拡大月間は3月から5月に設定します。
- ④ 新規採用者を迎えるとりくみでは、すべての組織が100%加入の目標を掲げ、このために必要な手立て、意思統一をすすめます。組合説明会の成功例や失敗例、禁句などが教訓化されてきており共有できるように、春闘討論集会の分科会で春の組織拡大月間成功をめざす意思統一を行います。
- ⑤ 職場の未加入者への加入よびかけを強めます。直雇用・間接雇用に限らず、職場で働く労働者全員が愛労連の組合員対象者です。そのため職場ごとに全労働者の氏名や雇用形態の把握、新入職員数を把握するなど職場地図を作成してとりくみます。少数職場での拡大にむけてとりくみをつよめます。
- ⑥ 職場には多くの非正規労働者が働いています。職場によっては半数以上となっています。非正規労働者の本格的な組織化なくして、職場の過半数を組織することはできません。加入を大胆に訴えるため、各組合がしゃべり場などのとりくみを旺盛に展開します。また、民間では無期転換制度、公務では会計年度任用職員制度についての周知や学習会のとりくみを重視し、加入を呼びかけます。
- ⑦ 2019年1月から総がかり作戦の最重点計画としてスタートした、医労連の介護ケアユニオン（分会）を地域で結成するとりくみで仲間を増やし、介護と介護労働者の処遇改善の運動を強化します。2019年末までに県下10地域での結成をめざして総がかりのとりくみをすすめます。
- ⑧ 中小企業でも2020年4月から残業時間の上限規制とこれに伴う新36協定がスタートします。地域組織と協力しながら、地域の労働者や中立労組を対象に市民講座を開催し、関係づくりや組織化を進めます。
- ⑨ 愛労連として毎月、各組合の拡大数を集約します。
- ⑩ 2019年秋の組織拡大月間成功にむけた意思統一の場として秋の組織拡大月間成功をめざす単産代表者会議を開催します。共済拡大の意思統一も同時に行います。
日時 9月29日（日）9：30～12：30
場所 労働会館本館会議室
- ⑪ 全労連東海北陸ブロックの組織拡大交流会へ積極的に参加します。
日時 10月26日（土）PM～27日（日）
場所 下呂温泉 木曽屋
- ⑫ 退職者の年金者組合加入をすすめます。各組合でおこなわれる退職者の激励会や祝う会で年金者組合から加入のお誘いができるよう関係単産と調整を図ります。また、単組ごとの退職者会との連携もできるように調整します。

- ⑬ ティッシュなど宣伝物を活用します。単産、地域組織ともに1,000個3,000円でおおします。
- ⑭ 地域組織における組織拡大行動として、5月に権利手帳配布にとりくみます。
- ⑮ 各組織でSNSやメール、ブログ、ホームページなどを活用して「組織拡大推進ニュース」をひろげとりくみを促進します。
- ⑯ 中立労組への働きかけを重視します。民間部会で毎年2回とりくんできた中立労組訪問については、民間部会と相談しながら新たな発展をめざします。

2. 教育宣伝——日常活動を重視し、役員の育成、組合員教育の推進

(1) 要求を大切にして、職場を基礎にした日常活動を重視したとりくみ

- ① 組合員は、労働組合や役員の動向を見えています。職場で組合員の悩みや困難に寄り添うこと、労働組合がとりくんでいる課題を職場の組合員の目に見えるように提起し協力を呼びかけ、その結果を機関誌やニュースを通じて知らせる、原則的な日常活動を重視します。
- ② 職場を改善するとりくみを大切にします。事務用品が不足している、ロッカーが壊れているなど、職場の「グチ、不満」から要求は始まります。こうした職場の声を集め労働組合から所属長・使用者に改善を求めれば、解決できることは決して少なくありません。小さなことでもこうした積み重ねは、組合員の労働組合に対する信頼を高めていきます。こうしたとりくみを進めていくためには原則的な日常活動を重視します。

(2) わくわく講座、勤通大等のとりくみ

- ① わくわく講座は全労連の方針を受け、3年目前後の組合員を主な対象にし、とりくみを進めます。すべての受講生が修了出来るようにスクーリング、激励会などを開催し、受講生が仲間とともに楽しく学べ、身につけられるように支援します。
- ② 勤通大は、わくわく講座から発展した内容となっています。わくわく講座修了者が引き続いて学習にとりくめるように過去の受講生を中心に呼びかけます。

(3) 機関紙・宣伝活動等の教宣活動のとりくみ

- ① 身近に触れ労働組合の姿や活動を内外に知らせる重要なツールとして、機関紙やニュースの発行、ホームページやSNSの活用が重要です。各組合にあった方法で活動を知らせていきます。
- ② 「第24回機関紙宣伝学校」を開催します。各労働組合で機関誌活動の現状などを掴むなどをして、多くの組合で機関紙が発行できるための機関紙学校にします。「SNS」活用を重視した講座も愛労連の講座として位置づけてとりくみます。

日時・場所：10月6日（日）10：00～17：00 労働会館本館会議室

3. 地域組織の活動援助と活性化のために

- ① 単産と地域組織が共同して、地域が主戦場の3000万人署名運動、争議支援、未組織労働者の組織化、対自治体に対する要求運動などにとりくみます。
- ② 地域組織の活動強化策は、新たに作成する「愛労連第5次組織強化拡大3ヶ年計画」の中で議論すると共に、当面、活動が困難になっている地域組織に向けての打開策も話しあいます。
- ③ 各地域組織の役員と単産役員で「地域運動交流集会」を開催します。この集会で地域運

動の意義と地域運動の現状、地域組織の強化策などを話しあいます。

日時 9月15日（日）10：00～17：00

場所 労働会館本館会議室

- ④ 春（2月）と秋（11月）の「地域総行動」とともに、5月には未組織むけ権利手帳配布を行います。地域総行動は春闘・秋闘における大きなとりくみにします。総行動の内容も組合員が多く参加できる多彩なものにします。
- ⑤ 9条改憲反対の活動に対して、職場や地域での学習会を重視します。改憲の何が問題で改憲された場合に自分たちの仕事にどう影響するかなどを学びます。また県下の各地域でとりくまれている3000万人署名運動にも各職場からの参加を呼びかけます。
- ⑥ 盆踊り大会、夏まつり、フェスティバルなど、地域の人達ととりくむイベントを多くの地域組織でとりくめるように働きかけます。イベントをとりくむ実行委員には積極的に若い役員を送り出し成長の場にもしていきます。

4. 共済活動の強化めざして

- ① 組織拡大とともに共済拡大をすすめます。賃金ダウンや税・社会保障の負担増があいつぐもとで、高価な民間保険ではなく組合員の助けあいである共済をひろげ、生活改善につなげます。
- ② 共済活動は、加入申請や事故があった際の給付などをおして組合員との結びつきを強め、組織強化にもつながります。組合費を高いと感じ脱退する仲間がいますが、安価な共済をメリットとして実感している組合員が脱退しないことは試され済の法則です。こうした点からも個人加入共済の拡大を重視します。
- ③ 全労連共済の年金共済は、全教以外はどの単産でも利用でき、金融庁が老後の生活は年金では不足2,000万円が不足するとしてキャンペーンを張ろうとしたNISAやiDeCoと比べても、元本割れの心配がなく安心かつ有利に将来に備えられる自慢の制度です。現役労働者だけでなく退職者でも有利に利用できる制度です。組合員本人しか利用することはできないことから、長期にわたって組合員であることのメリットとなり、退職者も引き続き組合に残ってもらうことで利用できる制度です。労働組合だからこそできる助けあいとして加入者を増やします。
- ④ 全労連共済の労働組合活動事故見舞共済は、掛金は安価ですが組合活動中の事故に対して充実した給付があります。すべての単産（単組・支部・分会まで）、地域労連の役員が加入することをめざし、仲間の助けあいを強化します。また、0.1口（1円）から加入できるので、可能な組織では全組合員の加入をすすめます。
- ⑤ 全労連共済の方針にもとづいて、他の自主共済を守る運動と連帯し、自主共済活動に対する規制とたたかいます。
- ⑥ 共済活動実態調査結果をもとに、活動交流と拡大の意思統一を「秋の組織拡大月間成功をめざす単産代表者会議」で行います。

日時 9月29日（日）9：30～12：30

場所 労働会館本館会議室

- ⑦ 愛知共済会主催のハゼ釣り大会（9月23日）、共済学校（11月9日）を成功させます。

5. 補助組織・部会の活動

(1) 女性協議会

- ① 憲法を守りいかにして、平和・民主主義を守るとりくみを行います。
憲法改悪、「戦争する国づくり」のためのあらゆる策動（安保法制、集団的自衛権行使、秘密保護法、共謀罪法）を許さないとりくみをすすめます。憲法改悪反対の一点での幅広い女性の共同を追求します。
- ② 女性も男性も仕事と生活を両立させ、人間らしく働くルール確立をめざして。
セクシュアルハラスメント、マタニティーハラスメント、パワーハラスメントなどあらゆるハラスメントの根絶をめざし、措置規定、防止指針などをつくらせるとりくみを強めます。妊娠・出産を理由とする解雇や不利益な取り扱いの禁止を求めます。
- ③ 女性の地位向上のとりくみを行います。
真の「女性活躍」「少子化対策」実現のため、男女平等（共同参画）施策の拡充をすすめます。
- ④ 政治革新・地方政治の革新をめざすとりくみ。
政党支持・政治活動の自由を守り、投票権を行使するよう呼びかけます。憲法を守り女性の要求実現をすすめる政治への転換をめざし、女性の力をあわせます。
- ⑤ 女性組織の確立・強化、すべての女性との対話と共同を広げるために。
中央・地方の母親大会・はたらく女性の集会、国際女性デー、新春のつどいなどの成功をめざします。

(2) 青年協議会

- ① 11月の青年総会を成功させます。総会での役員の拡大に向け、交流などで青年協活動の意義を広めます。
- ② 9月の第28回サマーセミナーin岐阜を成功させます。青年協が愛知実行委員会の中心、そしてブロック実行委員会でも大きな役割を果たします。
- ③ 最賃をはじめ、働き方など青年を取り巻く諸問題に対してのとりくみを進めます。特に最賃に関してはこれまでの交流企画に中に組み込んだ初歩的なことから発展させたとりくみを進めます。
- ④ 全労連青年部に役員を送り出し、全国のとりくみに呼応して運動を進めます。
- ⑤ 県内の青年団体と共同で青年に関する諸問題の解決にむけてとりくみます。

(3) 専門部・部会

① パート・臨時労組連絡会

- 1) 労働者の4割が非正規労働者となる中、様々な形態での働き方が広がっています。非正規労働者の実態や要求をつかむため、気軽に参加できる「しゃべり場」や「交流会」などを準備します。毎年秋に開催する「元気の出る集会」を成功させます。
- 2) 真の「同一労働・同一賃金」、均等待遇の実現、最低賃金を1,500円以上に引き上げるため、署名や宣伝などにとりくみ、全国一律最賃制を求めています。
- 3) 地域に広がる非正規労働者や職場の未組織労働者への働きかけや組織化のために、正規労働者とも協力して受け皿づくりをすすめます。パート・臨時労組連絡会の今後のあり方について検討します。

② 民間部会

- 1) 民間部会は、民間企業で働く者の労働と生活実態に根ざした要求をもとに共同を広げ、要求と組織の前進を図ります。
- 2) 春と秋の未組織労働者向け宣伝行動と中立労組訪問は、これまでに全県下を回りきりました。今年の春から、これまでに訪問し、機関誌「愛労連」の郵送をうけている中立労組を訪問しています。訪問を受け入れてくれた労組はそれぞれ職場活動に行き詰まりを感じており、外部からの情報を求めています
2020年度は、未組織宣伝行動を中心にいき、中立労組への情報発信に知恵を絞ります。
- 3) 中小企業の経営安定と労働者の生活の安定を目指す愛知中小企業家同友会との懇談会は、これまでの13回の懇談結果を踏まえて秋から冬にかけて日程調整を行い開催します。
- 4) 民間部会加盟単産の活動交流会を開催します。

③ 交運部会

- 1) 愛労連交通運輸部会は「交通運輸労働者の労働と生活実態に根ざした要求をもとに、広範な国民・労組・民主団体との共同を広げ、労働者・国民の立場に立った交通運輸のあり方をめざし」活動をすすめます。特に、安全無視の規制緩和の推進に反対し、安全が担保できる公共交通運輸の確立をめざします。
- 2) 人手不足が深刻な状況となっている昨今、「交通労働者の低賃金構造の打開」「超長時間労働の是正にむけた『自動車運転手のための改善基準告示』の改正」「海上コンテナの安全な輸送に関する法整備」を重視したとりくみをすすめるとともに、日米軍事同盟強化にむけた安保法制（戦争法）の廃止、安倍9条改憲NO!のとりくみを強化します。
- 3) 具体的行動として、春闘時の「自動車デモ」の実施、政策闘争としての「行政機関への交通政策要求」、「JAL不当解雇事件」の早期解決に向けた支援の強化、不法・不当な会社の攻撃とたたかう「第一交通労組」争議の支援強化、「フィンエア」の不当な中部空港支店の閉鎖・羽田への広域配転の是正」を求めるたたかい等交通運輸分野の争議支援、交運共闘やA I C H I 陸海空港湾労組連絡会など交通大産別組織との共同のとりくみを重視していきます。

6. 文化・スポーツ活動のとりくみ

- ① 文化・体育事業補助金を活用し、単産・地域の枠を超えた組合員同士の親睦交流を広げます。
- ② 毎回好評の名古屋港水族館入場券のあっせんを春と夏に実施します。

7. 政治革新、住民本位の民主的自治体建設をめざすとりくみ

(1) 労働組合と政治活動について

- ① 労働者・労働組合のたたかいは、労働組合が結成された当時から、賃金の引き上げ、権利向上や労働時間短縮、職場要求の改善から出発し、労働基準や最低賃金の法的規制、過労死をなくすこと、社会保障の制度要求へと広がりました。これが制度・政策闘争です。この切実な要求を実現させていく上で、国や地方自治体の政策と密接に関連し、国や自治体に要

求しなければ解決できない問題が多くなっています。第1に、個別企業の賃金・職場改善だけでなく、労働者全体の労働条件や権利などに関わるなど「働くルール」を確立するたたかいです。具体的には、長時間労働・パワハラ、過労死などの規制や最低賃金を引き上げるたたかいなどです。第2に、住民生活全般に関わる広い領域です。たとえば、年金、医療介護、保育・福祉などの社会保障制度、消費税増税などの税制、あるいは地域経済政策、さらに、物価、公害、住宅、教育、食糧などの制度・政策です。一人一人の労働者が職場・家庭・地域で、8時間働いて人間らしい生活ができるためには、この2つの領域のたたかいは不可欠です。よって、国政や自治体首長選挙について、労働者だけでなく、国民・住民全体の利益を保障し、いのちと健康、くらしを守るうえで大きな意義を持つものであり、制度・政策闘争にも力を入れることが必要です。

- ② 憲法や平和と民主主義などの国民的な課題、政治闘争に対する運動なども、私たちの先輩が、戦前・戦中の痛苦の経験から労働者は、「平和であってこそ、誇りを持って働くことができる」と学びました。この教訓から、それぞれの労働組合の原点にたつて、医療労働者は「白衣を再び戦場の血で汚さない」。教育現場で働く労働者は、「教え子を再び戦場に送らない」。自治体に働く労働者は、「二度と赤紙を配らない」、トラック運転手や船舶を運航する労働者など民間労働者も「戦争に協力する仕事はいやだ」と立ち上がった経験を持っています。私たち労働者・労働組合は、安倍政権がすすめる憲法9条をはじめとする改憲策動と「海外で戦争する国」づくりを決して認めることはできません。国民的な課題などの政治闘争も欠くことのできない重要な労働組合の活動として位置づけて、とりくみをすすめます。
- ③ 愛労連は、従来から「議員選挙」では、組合員の政党支持、政治活動の自由を保障してきました。市町村議員選挙や国政選挙では、労働者の要求と政策を実現する立場から、積極的に情報を提供し、組合員とその家族が主権者として投票権を行使するように呼びかけます。ただし、市民と野党の共闘などで安倍暴走政治に終止符を打つなどの効果が期待できるときは、慎重な対応をしながら積極的な役割を担っていきます。
- ④ 現在、労働組合の政治闘争の重要性について、本部執行部と現場組合員において職場要求と政治との認識の乖離が大きくなってきています。長時間労働が当たり前、昼休みもろくにとれないことが多々あり、労働組合の話し合いの場が限られてきています。困難な場合でも職場での学習や議論を深め、組合員の要求を阻むものが政治と密接に関連していることを分かりやすく紐解き、粘り強くとりくみをすすめます。さらに、不法・不当な干渉・介入、弾圧などには労働組合として毅然と対処します。

(2) 各地方の首長選挙等支援のとりくみ

- ① 首長選挙では、地域経済・雇用を守る、若者の貧困問題、医療・福祉・教育の充実などの暮らしを守り、住民本位の政治がおこなわれているかを点検・総括し、要求実現のたたかいと位置づけることが必要です。
- ② 全労連からの支援要請を基本に、住民が主人公の自治体をめざしてたたかっている地方労連からの要請に応えています。

8. 愛労連結成30周年のとりくみ

(1) 愛労連が果たしてきた役割

- ① 30年前の1989年11月17日に愛労連は結成され、結成直後は7.4万人

を組織していました。全労連・愛労連は、労働組合の基本的な運動である「労働組合は、何よりも労働者の雇用を守り、労働条件をよりよくするために生まれた」とする原点を大切にしています。そして、組織運営・運動の基本的な立場として、資本(企業)・政府・政党からの独立を厳格に守り、一致する要求に基づく共同行動を追求してきました。

- ② 大会における基本的なかまえを中心に、賃金・労働条件の改善と社会保障の充実の両輪のたたかい、残業代ゼロ・長時間働かせ放題など労働者保護法制のなし崩しを許さないとりくみ、安倍政権による9条改憲と戦争する国づくりを阻止すること、あらゆる活動を通じて組織拡大強化の観点を握って離さず、さまざまな攻撃の中で、常に労働者・住民の立場で、運動の先頭に立って奮闘してきました。

(2) この1年のとりくみ

30周年記念誌の発行と11月17日にレセプションを予定します。

IV 主な日程ととりくみ

名称	日時	場所
全労連第58回評議員会	7月30～31日	全労連会館
名古屋市職員労働組合2019年度定期大会	7月30日	フジコミュニティーセンター
第51回保育団体合同研究集会 in 愛知	8月3～5日	ポートメッセなごや他
全労連・次世代育成セミナー	8月3～4日	三浦海岸
サマセミブロック会議③	8月3日	愛労連会議室
愛知民医連労組 連合会結成大会	8月3日	笠寺ホテル
第65回愛知母親大会 in 知多市	8月4日	知多市勤労文化会館
2019 原水爆禁止長崎大会	8月7～9日	長崎市民会館・文化ホール他
愛労連・交運部会総会	8月9日	労働会館本館会議室
第31回三の丸平和納涼まつり	8月9日	ライオンヘルスパーク (大津橋小園)
あいち平和のための戦争展	8月15～18日	矢田ギャラリー
第12回地域経済の将来を考える研究会	8月17日	愛知中小企業家同友会
東三河労連第30回定期大会	8月18日	コープあいち豊橋生協会館
年金裁判第15回口頭弁論	8月19日	名古屋地方裁判所
全労連・最賃闘争推進交流集会	8月21日	全労連会館
名古屋市人事委員会への民間単産の要請	8月23日	名古屋市役所東庁舎
消費税10%ストップ! ネットあいち宣伝行動	8月23日	金山駅北交差点付近
医労連総がかり・豊橋ケアユニオン結成大会	8月24日	豊橋市民文化会館
原爆パネル展	8月24～25日	金山駅コンコース
第65回日本母親大会 in 静岡	8月24～25日	グランシップ他
青年協・夏企画「2019 夏のビアガーデン」	8月25日	金山・ビアガーデン
自治労連第41回全国定期大会	8月25～27日	ホテル・イースト21 東京
第47回中央社会保障学校 in いしかわ	8月29～31日	石川県教育会館ホール他

愛知働くもののいのちと健康を守るセンター第29期総会	8月31日	労働会館本館会議室
わくわく講座中間激励会	8月31日	労働会館東館ギャラリー
尾中地区労連定期大会	9月1日	レディヤンかすがい
第1回評議員会	9月7日	民主会館2階会議室
福保労第34回定期大会	9月8日	労働会館東館ホール
建交労第21回定期大会	9月8日	労働会館本館会議室
中部共同印刷（労使共催）・中部タイムス(株)20周年祝賀会	9月8日	ホテルプラザ勝川
全労連2019年秋の組織拡大交流集会	9月11～12日	全労連会館
全国一般愛知地方本部第47回定期大会	9月14日	労働会館本館会議室
地域運動交流集会	9月15日	労働会館本館会議室
戦争法成立4年怒りの19行動（仮称）	9月19日	未定
一宮地区労連第31回定期大会	9月20日	一宮民主センター
検数労連名古屋支部第71回定期大会	9月21日	名古屋市港湾会館会議室
第28回サマーセミナーin岐阜	9月21～23日	高山・お宿信田
愛知共済会・ハゼ釣り大会	9月23日	亀崎海浜緑地
消費税10%ストップ！ネットあいち宣伝行動	9月24日	金山駅北交差点付近
生活保護裁判・証人尋問①	9月25日	名古屋地方裁判所
日本高齢者大会	9月25～26日	福島県郡山市
第一交通をまともな会社する会総会	9月27日	労働会館本館会議室
第37回市民と言論シンポジウム	9月28日	ナディアパーク
秋の組織拡大月間成功をめざす単産代表者会議	9月29日	労働会館本館会議室
消費税増税反対大宣伝行動	10月1日	未定
第24回機関紙・宣伝学校	10月6日	労働会館本館会議室
第23回小牧平和県民集会	10月6日	市之久田中央公園
生活保護裁判・証人尋問②	10月9日	名古屋地方裁判所
生活保護裁判・証人尋問③	10月10日	名古屋地方裁判所
名古屋革新市政の会定期総会	10月15日	労働会館東館ホール
第21回あいち高齢者大会	10月16日	名古屋市公会堂
西三河労連定期大会	10月16日	安城市文化センター
憲法・いのち・社会保障を守る10・17国民集会	10月17日	東京
東海北陸ブロック30周年記念「台湾+ベトナム」の旅	10月17～23日	台湾、ベトナム
第13回地域経済の将来を考える研究会	10月19日	愛知中小企業家同友会
消費税10%ストップ！ネットあいち宣伝行動	10月24日	金山駅北口
生活保護裁判・証人尋問④	10月24日	名古屋地方裁判所
きょうされん第42回全国大会 in あいち	10月25～26日	名古屋国際会議場
東海北陸ブロック組織拡大交流集会 in 岐阜	10月26～27日	下呂温泉・木曽屋
第21回福祉予算を削るな！福祉を金儲けに利用するな！福祉予算の大幅拡充を求める愛知県民集会	10月27日	未定

秋の自治体キャラバン	10月29日～11月1日	愛知県内各自治体
年金裁判第16回口頭弁論	10月30日	名古屋地方裁判所
第29回なかがわフェスティバル	11月3日	富田公園多目的広場
秋季年末闘争中央行動（予定）	11月7日	東京
愛知共済学校	11月9日	労働会館本館会議室
愛労連青年協第30回定期総会	11月10日	労働会館東館ホール
第92回栄総行動	11月13日	名古屋市中区内
第64回はたらく女性の中央集会 in 宮城	11月16～17日	仙台市内
愛労連30周年記念レセプション	11月17日	KKRホテル
2020年国民春闘討論集会	11月21～22日	ニューウェルシティ湯河原
全労連30周年集会＋レセプション	11月22日	川崎日航ホテル
労働相談ホットライン	11月29日	愛労連会議室
春闘共闘・愛労連・春闘討論集会	12月1日	労働会館東館ホール他
秋の争議総行動	12月5日	中央
高蔵寺弾薬庫1周平和マラソン	12月8日	春日井市・宮前公園
東海北陸ブロック総会 in 富山	12月7～8日	富山県内

第1号議案の付属資料として、

別冊で「2019年度の主な活動報告と経過」

「写真で見る1年のとりくみ」「活動日誌」を掲載しています。

愛知県労働組合総連合綱領

1. 私たちは、労働者の経済的・政治的諸要求の実現をはかり、男女差別をはじめあらゆる差別をなくし、労働者のいのちを守り、健康で文化的な生活の向上、基本的諸権利の確立、社会的地位の向上をめざしてたたかいます。
2. 私たちは、国民的・県民的な要求・課題についての諸運動の発展に力をつくし、青年・女性・高齢者をはじめ県民各層と連帯し、共同のたたかいをすすめます。
3. 私たちは、労働組合運動の積極的伝統を受けつぎ、たたかう労働者・労働組合のエネルギーをくみつくし、未組織労働者および年金受給者の組織化につとめ、運動と組織の発展をめざしてたたかいます。
4. 私たちは、資本・政府からの独立、政党からの独立、一致する要求にもとづく行動の統一という原則による労働戦線の統一をめざします。
5. 私たちは、労働者・労働組合の団結権・団体交渉権・争議権の完全確保をめざしてたたかいます。
6. 私たちは、大企業の横暴に反対し、広く中小商工業者、農民、漁民などと協力し、産業・経済の民主的発展と明るく住みよいまちづくりをめざします。
7. 私たちは、郷土の自然を守り、すぐれた文化を受けつぎ、人間性の豊かな発達と、教育・文化・スポーツの民主的発展をめざします。
8. 私たちは、憲法をくらしのなかに生かし、住民の生活と権利の向上をめざす革新自治体の建設のためにたたかいます。
9. 私たちは、国民本位のくらしと政治、非核、非同盟・中立、平和、民主の日本を実現する統一戦線の樹立をめざします。
10. 私たちは、世界のたたかう人民や労働組合と相互の自主性を尊重し、共同目標実現のため、国際連帯・交流をすすめます。

1989年11月17日

